

児童福祉法の目的・理念(その1)

児童福祉の理念

※ 児童福祉法第1条から第3条については、昭和22年の制定当初から改正されていない。

第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(第1項：児童を健全に育成する義務)

- 児童は未完成の社会的な弱者として基本的人権が保護されるべきであり、児童が将来の社会を担うべきものであるという社会的意義を認め、国民が、それぞれの立場において育成に責任を負っていることを明らかにしたもの。
 - ・「心身ともに健やかに生まれ」：児童の健全な出生及びその前提としての母体の保護等を意味する。
 - ・「心身ともに健やかに育成され」：児童が生まれてから成人に達するまでの間、心身ともに健全に成長するよう親をはじめ周囲のすべてが努力しなければならないことを意味する。

(第2項：児童の権利)

- 第1項に対応し、すべての児童がひとしくその生活を保障され、愛護される権利を有することを宣言、確認する規定である。
- 児童は、親に対してのみでなく、国及び地方公共団体に対しても上記の権利を有するものである。ただし、本条はプログラムの規定であり、請求のためには具体的に法令に定められていることが必要である。〔憲法第25条第1項※に照応。〕
 - ※憲法第25条第1項－すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
 - ・「ひとしく」：児童も一人の人間として尊重され、平等に権利を有することを意味する。
 - ・「愛護」：国及び地方公共団体により、「福祉をはかられる」ことをも意味する。

児童福祉法の目的・理念(その2)

児童育成の責任

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

- 児童の福祉を図る責任を持つ者を示した規定である。
- 児童は成人と違い心身ともに未成熟であって、みずからを守ることが十分にできないため、国家はすべての児童の健全な育成に積極的な力を注ぐ責任があるとされるものである。〔憲法25条第2項※に照応。〕
※憲法25条第2項－国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 親など児童に対して親権を行使する者は、民法によりその責任が定められているが、それだけでは不十分であるため、児童を現に監護している「保護者」（※）と国及び地方公共団体に対して、児童の福祉に対する責任を負わせたものである。
※民法上の親権を行う者でない者についても、児童を現に監護していて、親権を行う者と同様に大きな影響力を持つ場合があるので、本法はこれらの者についても保護者としてとらえ、これに児童の健全な育成に対する責任を負わせたものである。
 - ・「保護者とともに」：保護者が公の機関に相談し援助を求めた場合又は児童の健全な育成のできない保護者を発見した場合に保護者を援助し、これらによっても保護者が児童の健全な育成をできないときは、保護者にかわって国や地方公共団体が直接児童の保護に当たることを意味する。

原理の尊重

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

- 第1条及び第2条の児童福祉の原理が、児童福祉法だけでなく、児童に関するすべての法令（※）の指導原理である重要な地位を有し、児童に関するすべての法令の施行に際し、尊重されなければならないことを明らかにしたものである。
※児童福祉のほか、社会福祉、医務・公衆衛生、教育、労働などに関する法律をいう。

児童虐待防止法の目的・理念(その1)

目的

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

- 児童虐待は、家庭におけるしつけとは異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されず、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあるもの。
- 児童相談所への虐待相談件数が年々増加の一途をたどるなど、児童虐待に関する問題が深刻化しており、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護や自立支援を行うことが喫緊の課題となっている。
- こうした児童虐待問題の早期解決の緊急性に鑑み、児童虐待の防止等に関する施策（※）を促進し、もって児童の権利利益を擁護することを目的とするもの。

※児童虐待の防止等に関する施策として、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を規定。

児童虐待防止法の目的・理念(その2)

児童に対する虐待の禁止

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

- 保護者による児童虐待の場合にとどまらず、そもそも本来保護すべき児童に対して何人も虐待行為をすることは許されないという根底を流れる考え方を規定したもの。
- 本条でいう「虐待」には、保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むもの。
例えば、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪など刑法上の罪等は当然含まれる。

児童虐待防止法の目的・理念(その3)

国及び地方公共団体の責務等

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（第1項：体制整備）

○国及び地方公共団体は、児童虐待の発生予防から被虐待児童の自立支援まで、各段階における適切な対応（児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を含む。）のため、関係機関等や民間団体との連携を強化するなど、児童虐待問題に適切に対処できるような体制の整備に努めなければならないもの。

（第2項及び第3項：研修等の必要な措置）

○国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、医師など児童の福祉に職務上関係のある者が、児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるもの。

○国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるもの。

児童虐待防止法の目的・理念(その4)

国及び地方公共団体の責務等

第4条

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(第4項：啓発活動)

- 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資する観点から、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないもの。

(第5項：調査研究及び検証)

- 国及び地方公共団体は、死亡事例などの重大な事件の再発を防止するため被虐待児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について分析（検証）するとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方などの児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うもの。

(第6項)

- 民法上、親権は権利である同時に義務であるとされ、また、親権の行使と児童の権利利益は整合的である必要があることに鑑み、児童の親権を行う者は、児童の健全育成に第一義的責任を有するとともに、親権の行使に当たって、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないもの。

(第7項)

- 児童虐待の防止を含め児童の健全な成長を図るためにはその基本的な養育単位としての家族が良好な関係を保って存在することが重要であるとともに、地域において互いに助け合いながら児童の健やかな成長を見守るための近隣社会の連帯が求められていることを国民一人一人が再認識することを目的とするもの。

各種法令による児童等の年齢区分

「児童」の定義が法律上明示されている主な法律

児童福祉法	児 童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満の者
児童扶養手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児 童	20歳未満の者
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
労働基準法	年 少 者	18歳未満の者
	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
(参考)		
児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者

各種法令による児童等の年齢区分

その他児童に類する者を法律上明示している主な法律

民 法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳，女満16歳〔未成年者は，父母の同意を得なければならない。〕
刑 法	刑事責任年齢	満14歳
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年 少 者	18歳未満の者
少 年 法	少 年	20歳未満の者
母子保健法	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青 少 年	18歳未満の者
子ども・子育て支援法	子 ど も	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	（年齢区分に関する規定はない。※）

※ 子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、それぞれ対象となる者を以下のように定義している。

- ・子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。
- ・若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。

児童福祉法上の児童の年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げた場合の影響

1. 児童福祉法上の児童等の年齢の考え方

- 児童福祉法上の「児童」については、労働基準法が18歳未満を年少者としていることを参考として、これをひとつの保護年齢と考え、18歳未満としているもの。
- 障害児についても、障害のある「児童」とされている。
- 小児慢性特定疾病の医療支援については、原則として「児童」（20歳未満の者であって18歳未満のときから当該医療支援を受けているものも対象。）が対象とされている。
- 児童自立生活援助事業の利用については、20歳未満の者が対象とされている。

2. 成年年齢等の引下げに係る動向

①日本国憲法の改正手続に関する法律の成立(平成19年5月)

- 平成19年5月に日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有することとされた。
※ 平成30年6月21日以降に期日がある国民投票から適用
- 附則において、「年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」旨の規定が置かれ、それまでの間は国民投票の投票権を有する者は年齢満20年以上とされた。

②公職選挙法等の一部を改正する法律の成立(平成27年6月)

- 平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公職の選挙の選挙権を有する者等の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げられた。
※ 平成28年6月19日施行
- 改正法附則において、「国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」旨の規定が置かれた。

③成年年齢に関する提言(平成27年9月17日自由民主党政務調査会)

- 上記①及び②を踏まえ、平成27年9月17日、自由民主党政務調査会において、民法、少年法その他の法律の規定における成年年齢の在り方を提言。

【民法】

現状の消費者教育等の施策の充実強化を図るとともに、国民への周知が徹底されるよう、施行時期に配慮しつつ、成年年齢についてできる限り速やかに20歳から18歳に引き下げる法制上の措置を講じる。

【少年法その他の諸法令】

大人と子供の分水嶺を示す各種法令には国法上の統一性が必要であることなどから、満20歳以上（未満）を要件とする法律については、その年齢要件を原則として18歳以上（未満）とすべきである。

3. 児童の年齢を引き上げた場合の他の制度への影響

①障害児・障害者

- 児童福祉法においては障害児のみが利用できる支援が定められており、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）においては障害者のみが利用できる支援と、障害児及び障害者が利用できる支援が定められている。
- 児童福祉法においては、「障害児」は障害のある「児童」とされている。一方、総合支援法においては、「障害児」は、児童福祉法の障害児の定義を引用して障害のある18歳未満の者とされ、また、「障害者」は18歳以上の者とされている。
- 仮に、児童福祉法の児童を20歳未満の者とした場合、障害児を20歳未満の者とするとともに障害者を20歳以上の者として（法改正が必要）について、障害を有する18～19歳の者への支援をはじめとして障害児・者の支援の在り方を含め、十分な議論が必要。

②児童扶養手当、児童手当

- 児童扶養手当法、児童手当法の児童の年齢については、児童を扶養する家庭の家計負担の軽減を図るという趣旨から、ほとんどの児童が高校まで進学している状況に照らし、高校卒業時（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの者とされている。
- 法の目的が異なることから、児童福祉法の年齢の見直しが直ちに児童扶養手当法等の見直しにつながるものではないが、児童福祉法の年齢の見直しの趣旨・目的が、児童の経済的自立の遅れ等を理由とする場合には、児童扶養手当法等の見直しの議論に波及することもある。

③風俗営業、児童ポルノなど

- 児童福祉法第34条においては、児童の福祉を著しく阻害する行為について、罰則の対象とされており、児童の年齢を引き上げた場合、児童福祉法上の罰則の適用対象が拡大することとなる。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等（※）においても、児童・年少者の健全育成や権利擁護等のため、18歳未満の児童・年少者に対する一定の行為について罰則を設けているところ、児童福祉法上の児童の年齢の引き上げは、これらの法令の児童・年少者の定義等に影響を及ぼすおそれがある。
（※）このほか、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、労働基準法、青少年保護育成条例などがある。

4. 児童の年齢を引き上げた場合の財政的な影響等

- 児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設への入所、里親等への委託の対象者の拡大や、対象者の拡大に伴う施設の拡充等に伴う財政負担、職員確保等
- 児童扶養手当法等の改正が仮に必要な場合の財政負担
- 地方公共団体が行う児童福祉関連業務の対象者が拡大することによる、地方公共団体の事務負担の増加や、それに伴う職員配置の増加等による財政負担等

国家資格関係資料

国家資格関係資料

【目 次】

国家資格について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
社会福祉士の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
社会福祉士の資格取得ルート・・・・・・・・	3
社会福祉士の養成カリキュラム・・・・・・・・	4
福祉事務所等における社会福祉士の任用状況	5
社会福祉士が任用要件として定められている主な職種	6
認定社会福祉士の概要・・・・・・・・参考資料7	7
精神保健福祉士制度について・・・・・・・・	10
精神保健福祉士の資格取得方法・・・・・・・・	11
精神保健福祉士におけるカリキュラム	12
保健師の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	13
看護教育制度図・・・・・・・・・・・・・・・・	14
保健師養成カリキュラム・・・・・・・・	15
保健師の就業場所別就業者数	16
介護支援専門員（ケアマネージャー）の概要	17
介護支援専門員（ケアマネージャー）の研修制度について	18

国家資格について

※文部科学省HP等より作成

国家資格

- 国家資格とは、一般に、国の法律に基づいて、各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事すると証明されるものとされる。
- 国家資格は法律で設けられている規制の種類により、次のように分類できる。
【業務独占資格／名称独占資格／設置義務資格】

業務独占資格：有資格者以外が携わることを禁じられている業務を独占的に行うことができる資格。

例) 医師、看護師、薬剤師、弁護士、公認会計士 など

○：国民の生命、健康、財産などを守ることにつながる業務について、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技術を修得していることを国又は都道府県が確認する必要があるもの。

※ 憲法第22条には国民の人権として「職業選択の自由」が定められているが、医師等の資格についてはその例外として規制されている。

名称独占資格：有資格者以外はその名称を用いて業務を行うことが認められていない資格。

例) 保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 など

○一定の水準以上の知識・技術を有する者に対して資格を付与することによって、有資格者の提供する業務の質を担保する必要があるもの。

○有資格者以外の者に対して、当該資格の名称を用いて業務を行うことを禁ずることにより、事業主や利用者等にとって質の高い者の選択が容易となる。

設置義務資格：特定の事業を行う際に法律で設置が義務づけられている資格。

例) 衛生管理者、放射線取扱主任者 など

○一定の研修を受けた者などに対して資格を付与することにより、危険を伴う業務などを的確に処理する必要があるもの。

社会福祉士の概要

1 社会福祉士の定義

- 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者
「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)第2条第1項

2 資格取得方法

- 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」、福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」、一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」の3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要である。

3 国家試験の概要

- 形態
年1回の筆記試験(1月の下旬に実施)
- 試験の実施状況(平成26年度実施の第27回試験結果)
受験者数45,187人、合格者数12,181人(合格率27.0%)
- 筆記試験の科目(19科目)
①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度
※ なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目)の試験が免除される。

4 資格者の登録状況

- 177,896人(平成26年9月末現在)

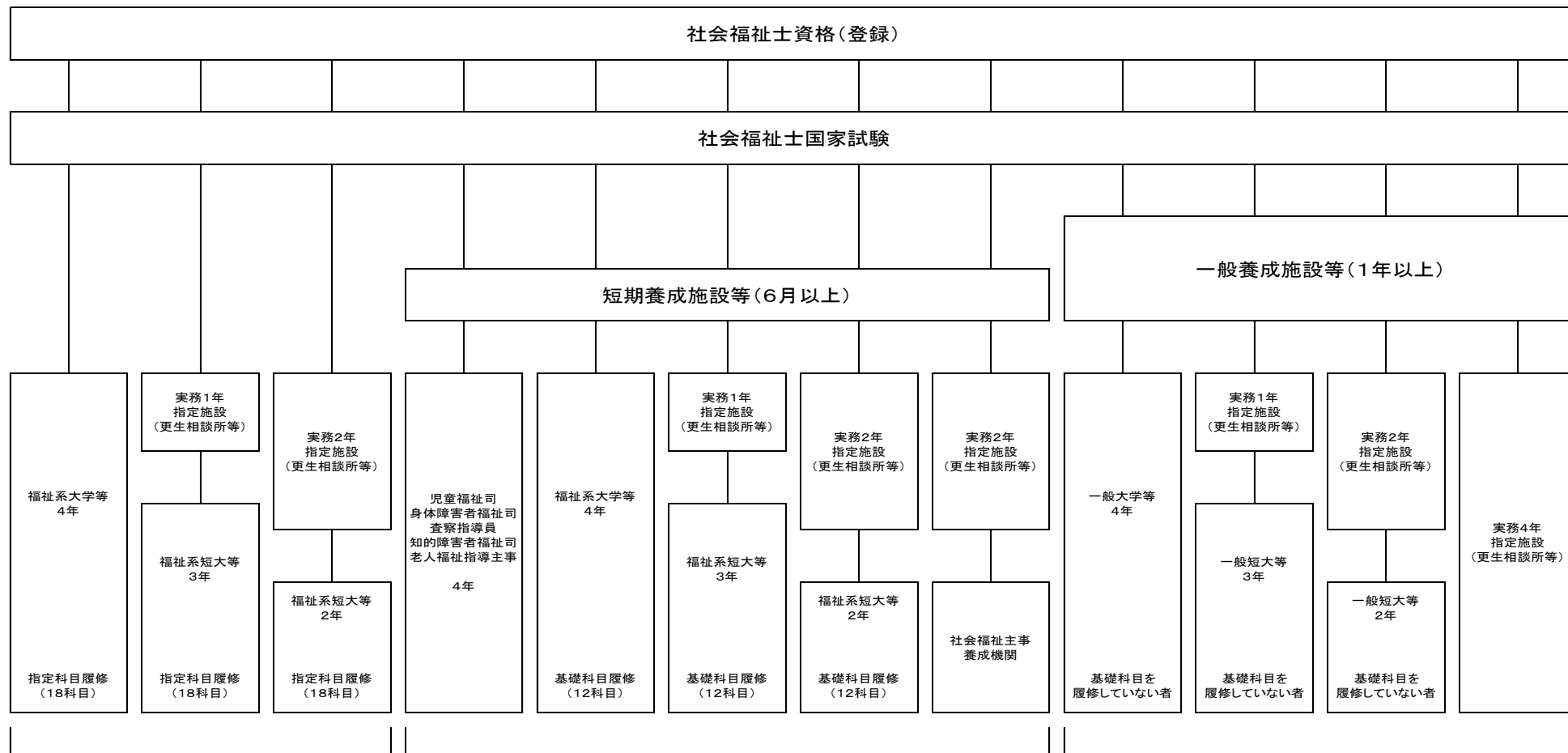
5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(H26.4.1時点)

福祉系大学等	267校	344課程	定員22,474人
社会福祉士指定養成施設	62校	83課程	定員12,638人

社会福祉士の資格取得ルート

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、受験資格を得るには大きく以下の3ルートがある。
- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
 - ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
 - ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」



①福祉系大学等ルート

②短期養成施設ルート

③一般養成施設ルート

(参考) 社会福祉士国家試験合格者数(第27回)

7, 257人(59. 6%)	488人(4. 0%)	4, 436人(36. 4%)
-----------------	-------------	-----------------

注) 国家試験合格者数の表中、括弧内は全合格者数に対する各ルートの合格者数の割合を示している。

社会福祉士の養成カリキュラム

		一般養成施設 (時間)	短期養成施設 (時間)	福祉系大学等	
				指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法					
人体の構造と機能及び疾病	30		60	○ (3科目のうち1科目)	○ (3科目のうち1科目)
心理学理論と心理的支援	30				
社会理論と社会システム	30				
現代社会と福祉	60		○		
社会調査の基礎	30		○		○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術					
相談援助の基盤と専門職	60			○	○
相談援助の理論と方法	120	120		○	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術					
地域福祉の理論と方法	60	60		○	
福祉行政と福祉計画	30			○	○
福祉サービスの組織と経営	30			○	○
サービスに関する知識					
社会保障	60			○	○
高齢者に対する支援と介護保険制度	60			○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30			○	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30			○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30			○	○
保健医療サービス	30			○	○
就労支援サービス	15			○ (3科目のうち1科目)	○ (3科目のうち1科目)
権利擁護と成年後見制度	30				
更生保護制度	15				
実習・演習					
相談援助演習	150	150		150	
相談援助実習指導	90	90		90	
相談援助実習	180	180		180	
合計	1,200	660	18科目 (22科目)	12科目 (16科目)	

注) 福祉系大学等は、「実習・演習」の科目以外は時間数の定めはなく、指定科目又は基礎科目の欄に○を付された社会福祉に関する科目を修めて卒業することが要件

福祉事務所等における社会福祉士の任用状況

第6回福祉人材確保対策検討会
(厚生労働省社会・援護局)資料より

○ 福祉行政における社会福祉士有資格者の任用の割合は、徐々に高まってきている。

	H16			H21			H24		
	総数			総数			総数		
		社会福祉士 有資格者数	比率		社会福祉士 有資格者数	比率		社会福祉士 有資格者数	比率
生活保護担当査察指導員	305	8	2.6%	2,596	80	3.1%	2,910	128	4.4%
生活保護担当現業員	11,372	318	2.8%	13,881	641	4.6%	17,280	1,884	10.9%
児童福祉司	—	—	—	—	—	—	2,670	629	23.6%
身体障害者福祉司	80	4	5.0%	122	15	12.3%	243	40	16.5%
知的障害者福祉司	79	2	2.5%	88	15	17.0%	134	20	14.9%

注) 児童福祉司は平成16年と平成21年の数値を把握していないため、「—」としている。

【出典】生活保護担当査察指導員、生活保護担当現業員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司(平成16年、平成21年): 厚生労働省「福祉事務所現況調査」

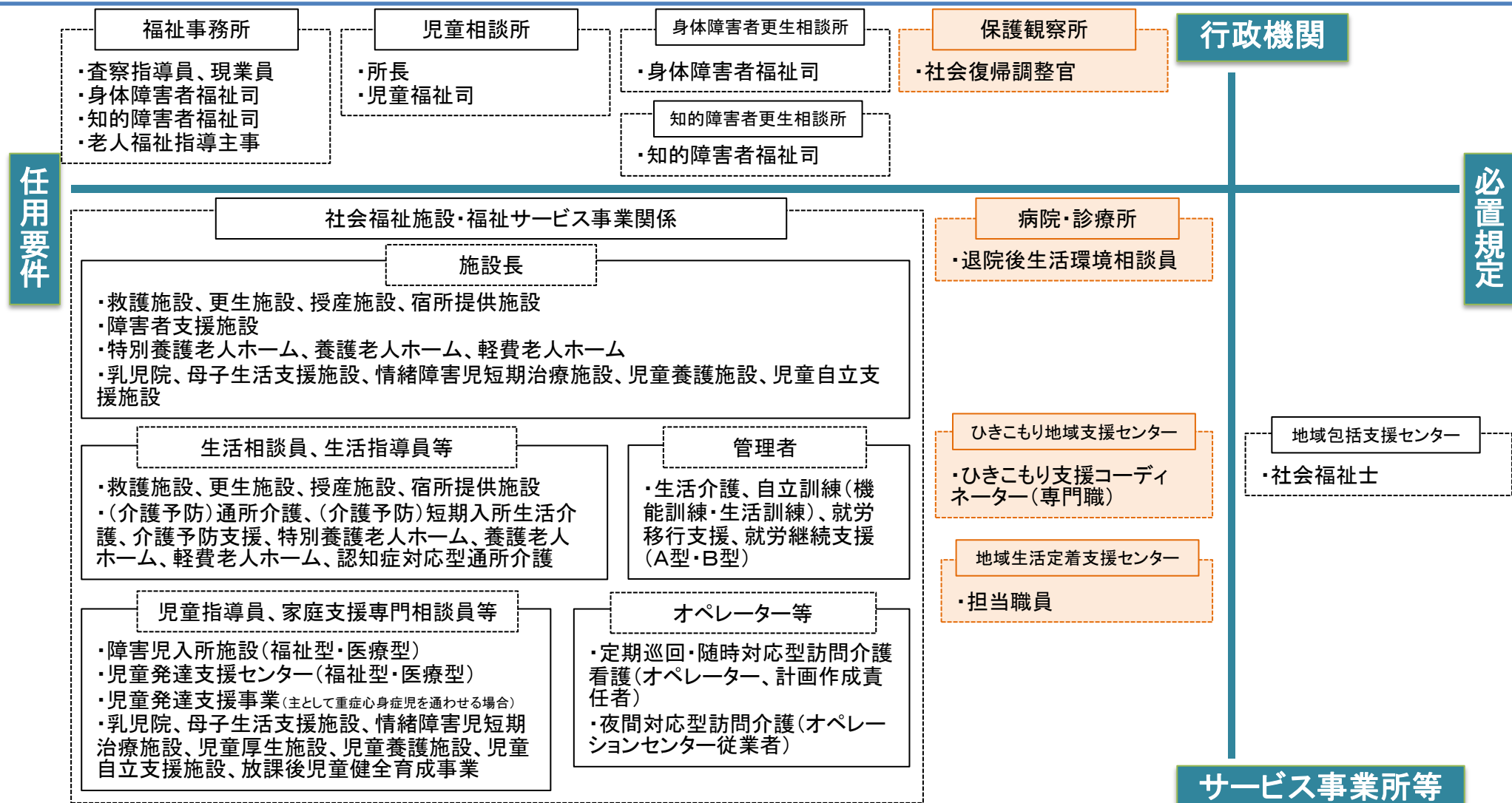
生活保護担当査察指導員、生活保護担当現業員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司(平成24年): 厚生労働省社会・援護局総務課調べ

児童福祉司: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

社会福祉士が任用要件として定められている主な職種

第6回福祉人材確保対策検討会
(厚生労働省社会・援護局)資料より

- 社会福祉士が任用要件として定められている職種は、福祉分野の行政機関や社会福祉施設、事業所等が主となっているが、医療分野、司法分野、ひきこもり支援などの関連分野にも社会福祉士の任用の場は広がっている。



注)「任用要件」は、「次のいずれかに該当する者のうちから任用しなければならない」などの規定で定められているもの。

「必置規定」は、「次の者を置かなければならない」、「〇〇に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする」などの規定で定められているもの。

なお、社会福祉士は社会福祉主事の任用要件の一つになっているため、「任用要件」には、社会福祉主事を任用要件とする職種を含む。

また、「任用要件」又は「必置規定」に該当する職種でも、例外規定(これによりがたい場合は同等の者でも可)等や、任用にあたっての限定条件等が別途定められている場合がある。

【資料】厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において作成

認定社会福祉士の概要

- 認定社会福祉士は、多様化・複雑化する地域住民への社会的援助ニーズに社会福祉士が適切に対応するため、社会福祉士の能力開発とキャリアアップを支援し、その習得した実践力を認定する仕組みとして平成24年度に創設。 ※平成19年社会福祉士及び介護福祉士法改正時の参・衆附帯決議における指摘事項を踏まえたもの。

	認定社会福祉士	認定上級社会福祉士
期待する活動内容	・所属組織における相談援助部門のリーダー ・高齢者福祉、医療など、各分野の専門的な支援方法や制度に精通し、他職種と連携して、複雑な生活課題のある利用者に対しても、的確な相談援助を実践	・所属組織とともに、地域(地域包括支援センター運営協議会、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会等)で活動。 ・関係機関と協働し、地域における権利擁護の仕組みづくりや新たなサービスを開発。 ・体系的な理論と臨床経験に基づき人材を育成・指導。
期待する役割	①複数の課題のあるケースへの対応 ②職場内のリーダーシップ、実習指導 ③地域や外部機関との窓口、緊急対応、苦情対応 ④他職種連携、職場内コーディネート等	①指導・スーパービジョン ②苦情解決、リスクマネジメントなど組織のシステムづくり ③地域の機関間連携のシステムづくり、福祉政策形成への関与 ④科学的根拠に基づく実践の指導、実践の検証や根拠の蓄積
分野	高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野、地域社会・多文化分野等 ※将来的に分野の追加等はある	自らの分野における実践に加え、複数の分野にまたがる地域の課題について実践・連携・教育
認定要件	①社会福祉士資格 ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③相談援助実務経験5年以上 ④定められた経験目標(経験すべき実務)の実績 ⑤認証された研修の受講 研修:20単位以上 スーパービジョンを受ける:10単位以上 ※更新制(5年)	①認定社会福祉士と認定されていること ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③認定社会福祉士資格取得後相談援助実務経験5年以上(資格取得後最低10年以上) ④定められた経験目標(経験すべき実務)の実績 ⑤認証された研修の受講 研修:20単位以上 スーパービジョン 10単位以上(実施5単位、受ける5単位) ⑥教育、研究、社会活動の実績 ⑦口述試験、論述試験 ※更新制(5年)
個人認定	上記要件を満たすことを「認定社会福祉士認証・認定機構」が審査、合格者の登録は登録機関(日本社会福祉士会)に行う	

認定社会福祉士制度とは

社会福祉士の資格は、国家試験に合格し、登録機関に登録を行うことによって資格が与えられます。しかし、国家試験受験の受験要件として、実務経験とそれに基づく実務者教育を必須としているわけではないため、資格取得は社会福祉についての知識があることの証明はできても、必ずしもすべての社会福祉士の実践力を証明しているわけではありません。そのため、一般に社会福祉士資格の取得は専門職としての“スタートライン”と言われ、実践力はそこから積み上げていくことになります。

これまで、個々の社会福祉士は職能団体に加入して研修会に参加する、種別の研修会に参加するなど研鑽を重ねてきましたが、様々な研修体系の中で、どのような研鑽を重ね、どのような実践力を持っているのかがわかりにくい状況にありました。

一方、社会環境の変化に伴い、地域住民への社会的援助ニーズが増加・多様化し、その問題解決は複雑・困難化してきています。例えば、重度な認知症高齢者の増加に対する在宅生活への支援、高齢者や障害者、児童への虐待対応や防止への対応、さらには自殺者や孤独死、生活困窮者や若年失業者などの地域生活への支援が挙げられます。このような状況において、その解決を支援する社会福祉士への期待はますます高まっています。

これらに対応するために創設された認定社会福祉士制度は、高度な知識と卓越した技術を用いて、個別支援や他職種との連携、地域福祉の増進を行う能力を有する社会福祉士としてのキャリアアップを支援し、実践力を担保する仕組みです。

社会福祉士の実践力に応じて「認定社会福祉士」「認定上級社会福祉士」の2段階の資格を設定しています。

さらなる福祉サービスの充実・向上

求められるリーダーシップ

後進の社会福祉士の育成

社会福祉実践の科学化

認定社会福祉士制度

認定社会福祉士

所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者です。

次のような役割が期待されています。

- 複数の課題のあるケースの対応を担当する。
- 職場内でリーダーシップをとる。実習指導など人材育成において指導的役割を担う。
- 地域や外部機関との対応窓口となる（窓口として緊急対応、苦情対応などに関わる。）
- 関連分野の知識をもって、他職種と連携する。職場内でのコーディネートを行う。組織外に対して自分の立場から発言ができる。

＊認定は「高齢分野」「障害分野」「児童・家庭分野」「医療分野」「地域社会・多文化分野」の5分野で行われます

認定上級社会福祉士

福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者です

次のような役割が期待されています。

- 複数の課題のあるケースについての指導・スーパービジョンを行う。
- 財務管理、人事管理、苦情・リスクマネジメントなどの組織管理を理解し、組織のシステムづくり、変革に取り組む。
- 地域の関連機関の中核となり、連携のシステム作り、地域の福祉政策形成に働きかける。
- 実践の科学化を行うとともに科学的根拠に基づく実践の指導・推進を行う。

認定社会福祉士認証・認定機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2F 公益社団法人 日本社会福祉士会内
TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543 e-mail：ninteicsw@jacsw.or.jp
www.jacsw.or.jp/ninteikikou/

「認定社会福祉士認証・認定機構」は、次の団体から構成されています。（五十音順）

一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟／一般社団法人日本社会福祉士養成校協会／一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会／公益社団法人日本医療社会福祉協会／公益社団法人日本社会福祉士会／社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会／社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉人材センター／特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会

認定社会福祉士制度は、2007 年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正の際、「専門社会福祉士の仕組みについて、早急な検討を行う」ことが、参議院・衆議院において附帯決議されたことに基づき導入が検討され、制度を運用する組織として認定社会福祉士認証・認定機構を設立しました

認定社会福祉士認証・認定機構

認定社会福祉士制度における実践力養成の3つの柱

1. 実務経験目標

実務において経験すべき事項を明示し、実務経験を標準化することで実践力を向上させる

2. スーパービジョン

- ① 定期的なスーパービジョンを受け、実践力を育成する（認定社会福祉士）。
- ② スーパーバイザーに対してスーパービジョンを行い、指導力・説明力を向上させる（認定上級社会福祉士）。

3. 研 修

- ① 養成課程では学んでいない専門的な知識等を修得する（認定社会福祉士）
- ② 実践課題に応じた知識の習得と実践研究等を通じ、専門的知識の統合・運用を可能にする（認定上級社会福祉士）

認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の認定を受けるには？

認定社会福祉士の認定申請のためには次の要件を満たす必要があります。また、認定上級社会福祉士の認定を受けるためには認定社会福祉士であるほか、定められた実績があること等の要件を満たすことが必要です。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること
- ② 日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を有する団体の正会員であること（日本社会福祉士会の正会員、日本医療社会福祉協会が該当します。）
- ③ 社会福祉士資格取得後、相談援助実務経験が5年以上、そのうち申請する分野での相談援助実務経験が2年以上あること（相談援助実務とは、原則として昭和63年社第29号別添1に定める施設における業務の範囲となります。）
- ④ 別に例示する実務経験^{*1}があること（個別レベル、組織レベル、地域レベルの3つのレベルについて、それぞれに「経験目標」が定められます。）
- ⑤ 認められた機関での研修^{*2}を受講していること

*1 例示する実務経験（個別レベル）

- 相談援助の開始にかかわる業務
- 理論・モデルにもとづくアセスメント
- アセスメントにもとづく目標設定と計画の立案
- サービス調整会議・ケースカンファレンス等による検討及び調整並びにコーディネーション
- 計画に基づく支援の実施とモニタリング
- 相談援助の終結にかかわる業務

認定社会福祉士（更新制）★★

役割・活動	実践経験目標	定められた実績
所属組織を中心とした活動	・所属組織でのサービス管理 ・地域での連携・ネットワーク等の実践	・教育実績 ・研究実績 ・社会活動
スーパービジョン	研 修	
受ける（5単位） おこなう（5単位）	・共通専門研修 ・分野専門研修 ・特定領域の研究 等	

*2 認められた機関での研修（認定社会福祉士取得に必要な科目と単位）

区 分	科目群
共通専門科目 10単位	● ソーシャルワーク理論系科目群（2単位以上） ● 権利擁護・法学系科目群（2単位以上） ● サービス管理・人材育成・経営系科目群（2単位以上） ● 地域福祉・政策系科目群（1単位以上） ● 実践評価・実践研究系科目群（1単位以上）
分野専門科目 10単位	取得しようとする分野（高齢分野 / 障害分野 / 児童・家庭分野 / 医療分野 / 地域社会・多文化分野）から下記の科目を履修する。 ● 分野における制度等の動向（1単位） ● 理論・アプローチ別科目（1単位以上） ● 対象者別科目（1単位以上） ● ソーシャルワーク機能別科目群の科目（1単位以上）

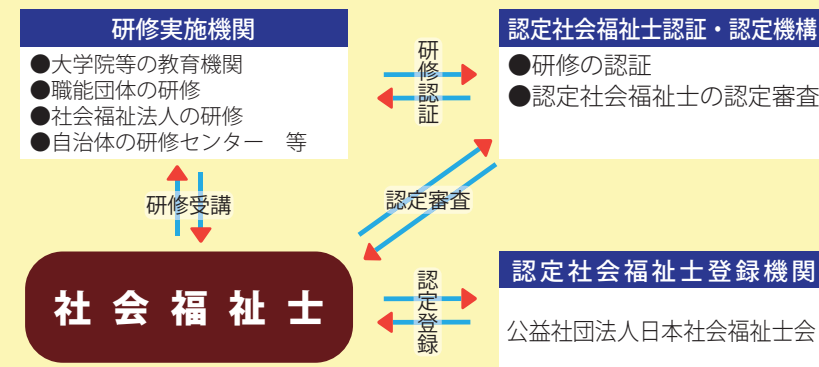
社会福祉士 ★

役割・活動	実践経験目標
職場配属	個別支援を中心とした実践
スーパービジョン	研 修
受ける（10単位）	・共通専門研修 ・分野専門研修

5年以上の相談援助実務経験

10年以上の相談援助実務経験

認定制度のしくみ



認定上級社会福祉士（更新制）★★★

役割・活動	研 修
地域に広がる活動	
スーパービジョン	定められた実績
受ける・おこなう	

私は医療機関で働く社会福祉士です。認定資格を持つ他職種スタッフと連携する事が多く、私も認定制度に興味を持ちました。今感じている事は、認定という資格が チームメンバーとして同じ土壌でやりとりするためのパスポート的な存在である事。また資格の取得過程で得たもの～新しい知識や理論、仲間とのつながり等が実践に役立っている事です。

まだ道半ばですから勉強を重ねつつ丁寧に仕事と向き合い、その延長としての資格更新！を目標にしています。この認定制度が、同じ道をゆく仲間が増えるきっかけになるよう期待し、心から応援しています。

佐伯まどか
日本医科大学多摩永山病院／認定社会福祉士（医療分野）

私は、より熟練した相談援助実践者になりたいという思いから、認定社会福祉士を目指しました。認定社会福祉士の取得は私のキャリア形成のひとつでもあります。認定社会福祉士制度に沿って研鑽すると、ジェネリックな力量とスペシフィックな力量をバランスよく習得し、スーパービジョンを通して、自己の実践を振り返ることができます。

実践力を身につけることができる最も効果的な方法であると思います。皆さんもぜひ認定社会福祉士を目指してください。一緒に良い支援をしていきましょう。

石飛勝
鳥根県出雲児童相談所／認定社会福祉士（児童・家庭分野）

精神保健福祉士制度について

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者と言う。

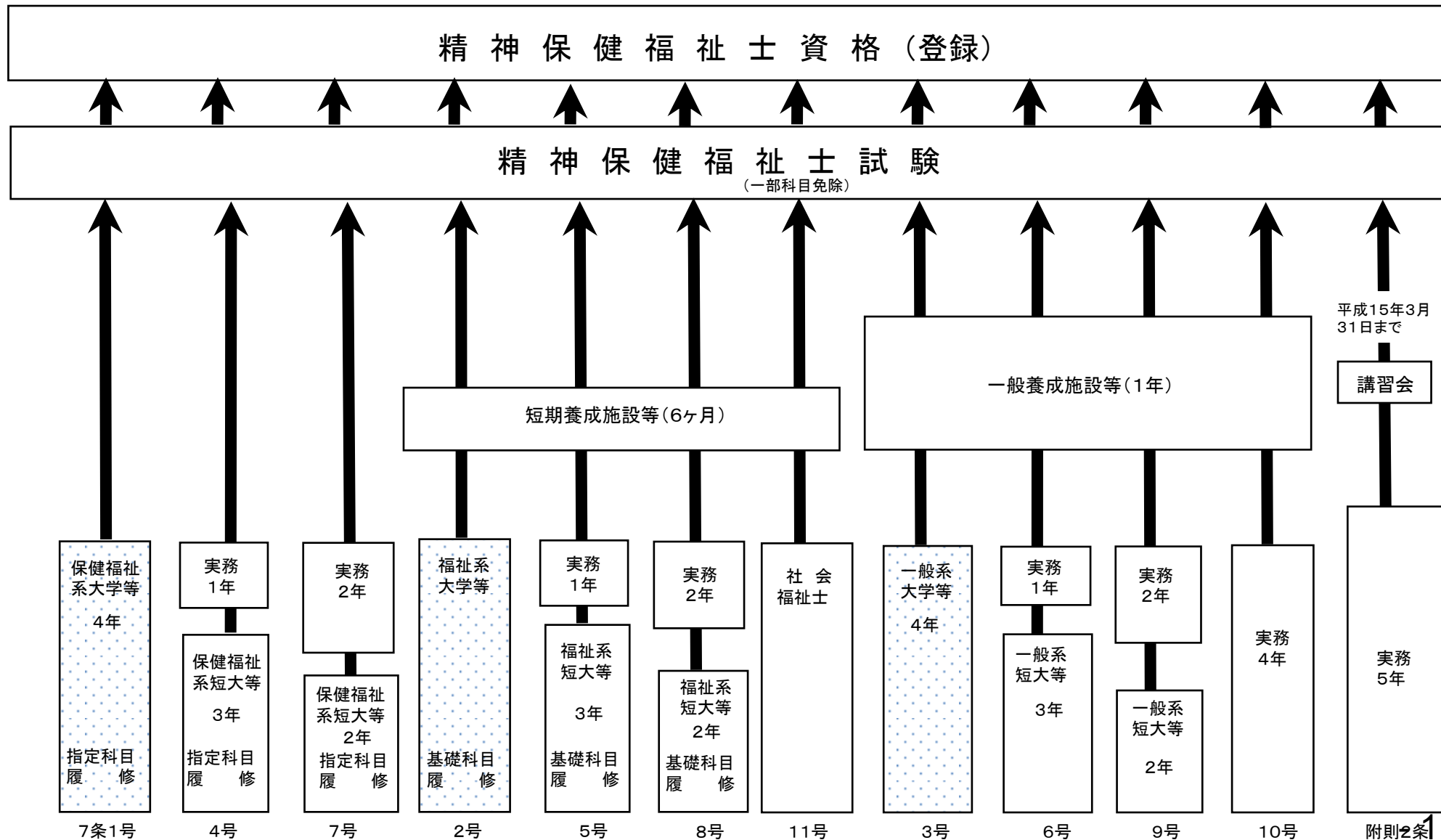
精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

資格者の登録状況

67, 896人（平成27年3月末現在）

	第1回 (10年度)	第2回 (11年度)	第3回 (12年度)	第4回 (13年度)	第5回 (14年度)	第6回 (15年度)	第7回 (16年度)	第8回 (17年度)	第9回 (18年度)	第10回 (19年度)	第11回 (20年度)	第12回 (21年度)	第13回 (22年度)	第14回 (23年度)	第15回 (24年度)	第16回 (25年度)	第17回 (26年度)	合 計
受験者数 (人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	105,379
合格者数 (人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062	4,149	4,402	70,569
合格率 (%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	—
登録者数 (人)	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	—

資格取得方法



精神保健福祉士におけるカリキュラム

科 目	時 間 数	
	精神保健福祉士短期養成施設等	精神保健福祉士一般養成施設等
人体の構造と機能及び疾病（※1）		3 0
心理学理論と心理的支援（※1）		3 0
社会理論と社会システム（※1）		3 0
現代社会と福祉		6 0
地域福祉の理論と方法		6 0
社会保障		6 0
低所得者に対する支援と生活保護制度		3 0
福祉行財政と福祉計画		3 0
保健医療サービス		3 0
権利擁護と成年後見制度		3 0
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		3 0
精神疾患とその治療	6 0	6 0
精神保健の課題と支援	6 0	6 0
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）		3 0
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	3 0	3 0
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	1 2 0	1 2 0
精神保健福祉に関する制度とサービス	6 0	6 0
精神障害者の生活支援システム	3 0	3 0
精神保健福祉援助演習（基礎）		3 0
精神保健福祉援助演習（専門）（※2）	6 0	6 0
精神保健福祉援助実習指導	9 0	9 0
精神保健福祉援助実習	2 1 0	2 1 0
合 計	7 2 0	1, 2 0 0

※1 大学等においては、当該3科目のうち1科目を選択。

※2 「精神保健福祉援助演習（専門）」の科目に「児童虐待」の演習を含む。

保健師の概要

1 保健師の定義

この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。(保健師助産師看護師法第2条)

2 資格取得方法

- ① 文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修める
 - ② 都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業
- のいずれかにより保健師国家試験の受験資格を取得し、国家試験に合格し、登録することが必要である。
保健師免許の付与にあたっては、保健師国家試験及び看護師国家試験の合格が必要である。

3 国家試験の概要

- 形態
年1回の筆記試験(2月の下旬に実施)
- 試験の実施状況(平成27年実施の第101回試験結果)
受験者数16,622人、合格者数16,517人(合格率99.4%)
- 筆記試験の科目
公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

4 保健師学校養成所及び1学年定員

平成27年4月1日時点

保健師学校養成所:252校(課程) 8840 名

うち、 ○ 大学院:7課程 37名 ○ 大学:219課程 7958名
 ○ 短期大学専攻科:5課程 135名 ○ 養成所:21校 710名

看護教育制度図(概念図)

平成27年合格者数
 看護師 54,871人
 助産師 2,034人
 保健師 16,517人

保健師・助産師国家試験受験資格

保健師養成所・大学院・短大専攻科 33校 968人

助産師養成所・大学院・大学専攻科/別科・短大専攻科 106校 1,737人

1年以上

看護師国家試験受験資格

助産師課程

保健師課程

4年制大学

234校 19,674人
 (1学年定員)

31%

養成期間3年の
 養成所・短大

563校 28,537人 (1学年定員)

45%

高校・高校専攻科
 5年一貫教育校

76校
 4,135人 (1学年定員)

6%

養成期間2年の
 養成所・短大等
 166校 6,885人
 (1学年定員)

11%

2年通信制
 20校 4,180人
 (1学年定員)

7%

3年以上の実務
 経験又は高等学校等卒業生

10年以上の実務経験

准看護師養成所・高校
 ※養成所は2年、高校は3年

238校 10,785人 (1学年定員)

高等学校卒業

中学卒業

※学校養成所数、1学年定員は平成26年4月現在 出典：「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」(厚生労働省)²

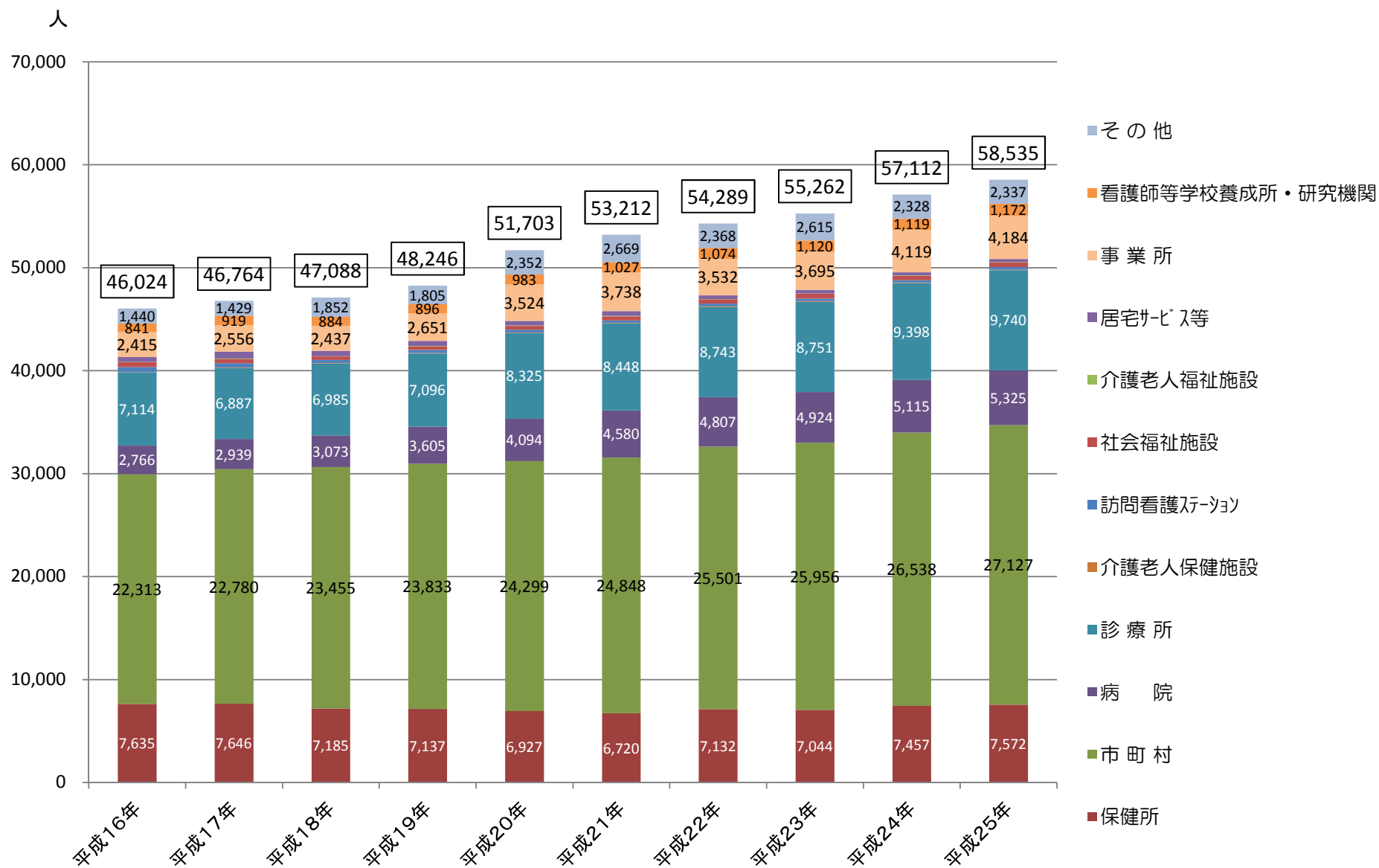
保健師の養成カリキュラム

教 育 内 容	単 位 数	備 考
公衆衛生看護学	1 6 （ 1 4 ）	健康危機管理を含む。
公衆衛生看護学概論	2	
個人・家族・集団・組織の支援	} 1 4 （ 1 2 ）	
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		
疫学	2	保健所・市町村での実習を含む。継続した指導を含む。
保健統計学	2	
保健医療福祉行政論	3 （ 2 ）	
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	
個人・家族・集団・組織の支援実習	2	
公衆衛生看護活動展開論実習	} 3	
公衆衛生看護管理論実習		
合 計	2 8 （ 2 5 ）	

※保健師学校養成所と看護師学校養成所の指定を併せて受ける場合は、括弧内の数字による。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（抜粋）
（昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号）

保健師の就業場所別就業者数



介護支援専門員（ケアマネジャー）の概要

参考

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

（１）定義

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者や要支援者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

（２）要件等

- ①保健医療福祉分野での実務経験（医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）が5年以上である者等が、②都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、③都道府県が実施する介護支援専門員実務研修の課程を修了し、④都道府県から介護支援専門員証の交付を受けた場合に、ケアマネジャーとなることができる。

ケアマネジャー（介護支援専門員）の業務内容等

（１）業務

要介護者や要支援者からの相談を受け、ケアプランを作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整等や、入所を要する場合の介護保険施設への紹介等を行う。

（２）配置される事業所

居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）、介護予防支援事業所（地域包括支援センター） 等

（３）ケアプランの位置づけ

市町村にあらかじめ届け出た上で、ケアマネジャーによって作成されたケアプランに基づき、居宅サービス等の提供を受ける場合、1割の自己負担を払うことでサービスを受けることが可能（現物給付化）。

※ 利用者自身が作成したケアプラン（いわゆるセルフケアプラン）をあらかじめ市町村に届け出た場合も、現物給付化される。

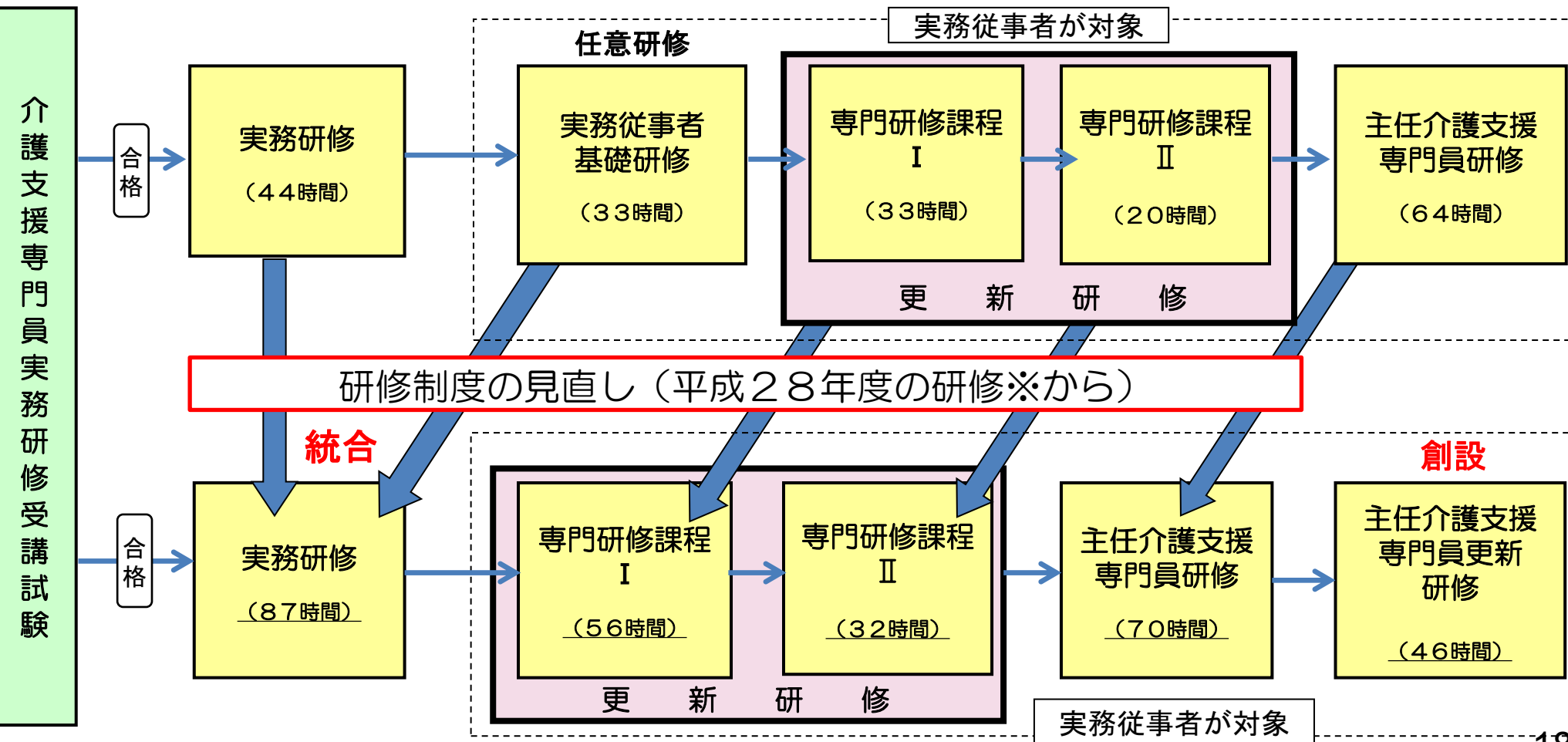
（４）ケアプラン作成に当たっての利用者負担：利用者負担はない。

* 要支援者は、地域包括支援センター等が作成するケアプランに基づいてサービス提供を受けなければ、保険給付がなされない。ただし、要支援者も、いわゆるセルフケアプランをあらかじめ市町村に届け出た上で、当該市町村が適当と認めたときは、保険給付がなされる。

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度について

参考

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を下図のとおり見直したところ。
- 介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を新たに創設。



※ 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

児童相談所関係資料

児童相談所関係資料

【目 次】

児童相談所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1	児童心理司の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
児童相談所に配置されている主な職種・・・	2	児童心理司の配置状況・・・・・・・・・・・・・	2 0
標準的な児童相談所の組織体制・・・・・・・・	3	児童福祉司及び児童心理司の勤務年数・・・	2 1
虐待相談対応件数と児童相談所の体制・・・	4	教育・訓練・指導担当児童福祉司の概要・・・	2 2
児童福祉司の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5	教育・訓練・指導担当児童福祉司の配置状況	2 3
児童福祉司の配置状況・・・・・・・・・・・・・	6	児童相談所における保健師の概要・・・・・・・・	2 4
都道府県別児童福祉司の管轄人口・・・・・・・・	7	保健師の配置状況・・・・・・・・・・・・・	2 5
児童福祉司の任用資格取得過程・・・・・・・・	8	児童相談所における介入機能と支援機能の分離	
児童福祉司の任用要件・・・・・・・・・・・・・	9	状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
児童福祉司任用資格に係る厚生労働大臣が定		一時保護所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
める指定講習会・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0	児童相談所での所内一時保護の状況・・・・・・・・	2 8
児童福祉司の各任用区分の人数・・・・・・・・	1 1	児童虐待による一時保護委託の状況・・・・・・・・	2 9
都道府県知事の指定する養成校及び講習会・	1 3	一時保護所の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
都道府県知事の指定する養成校及び講習会の		都道府県等別一時保護所での平均在所日数・	3 1
教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4	児童福祉法第 2 8 条及び第 3 3 条の 7 の件数	3 2
児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定		臨検、搜索に至る手続き・・・・・・・・・・・・・	3 3
める指定施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5	児童虐待相談の対応件数の推移・・・・・・・・	3 4
児童福祉司に係る児童福祉法関係法令・・・	1 7		

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国208か所(平成27年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 10, 738人(平成27年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 2, 934人 ・ 児童心理司 1, 293人
・ 精神科医 311人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童相談所に配置されている主な職種について

職種	職員数(※)	根拠規定
所長	208	児童福祉法第12条の2第1項、第2項
次長	189	児童相談所運営指針
スーパーバイザー(※1)	700	児童相談所運営指針
児童福祉司(※2)	2, 388	児童福祉法第13条第1項、第2項
受付相談員	398	児童相談所運営指針
電話相談員	371	児童相談所運営指針
児童心理司(※2)	1, 189	児童相談所運営指針
心理療法担当職員	125	児童相談所運営指針
保健師	86	児童相談所運営指針
精神科医師	311	児童相談所運営指針
小児科医師	136	児童相談所運営指針
理学療法士	9	児童相談所運営指針
臨床検査技師	3	児童相談所運営指針
その他	4, 625	
計	10, 738	

※ 平成27年4月1日現在の人数

※1 スーパーバイザーは、児童福祉司、児童心理司等を含む。

※2 児童福祉司又は児童心理司は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司又は児童心理司の発令を受けている者を含まない。

1. 総務部門の業務

- (1) 所属職員の人事及び給与に関すること
- (2) 公文書類の收受、発送及び保存に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 物品会計事務に関すること
- (5) 施設の維持管理に関すること
- (6) 全体的事業の企画、普及に関すること
- (7) 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること
- (8) その他他部門に属しないこと

2. 相談・指導部門の業務

- (1) 相談の受付
- (2) 受理会議の実施とその結果の対応
- (3) 調査、社会診断及び指導
- (4) 相談業務全般についての連絡調整
- (5) 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動
- (6) 一時保護手続
- (7) 児童福祉施設等又は里親等に措置した後の家庭指導等
- (8) 相談業務の企画に関すること
- (9) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

3. 判定・指導部門の業務

- (1) 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導
- (2) 判定会議の実施とその結果の対応
- (3) 判定に基づく援助指針の立案
- (4) 一時保護している子どもの健康管理の援助
- (5) 療育手帳、各種証明書等
- (6) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

4. 措置部門の業務

- (1) 援助方針会議の実施とその結果の対応
- (2) 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務
- (3) 措置事務、措置中の状況把握
- (4) 障害児入所施設利用給付決定に関する事務
- (5) 児童記録票及び関係書類の整理保管
- (6) 児童相談所業務統計

5. 一時保護部門の業務

- (1) 都道府県等が設置する一時保護施設で行う一時保護の実施
- (2) 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断
- (3) 観察会議の実施とその結果の対応
- (4) 一時保護している子どもの健康管理

虐待相談対応件数と児童相談所の体制

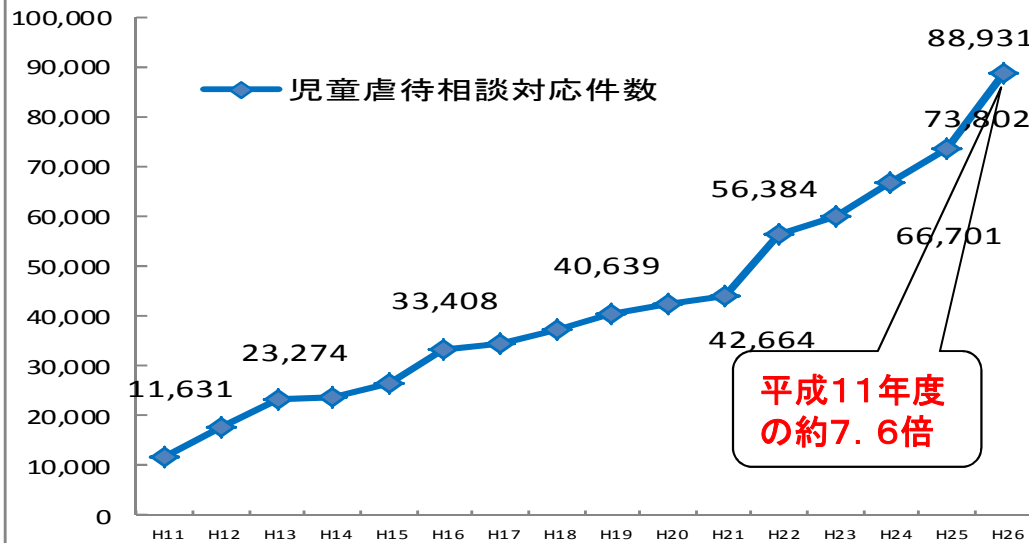
相談対応件数

○ 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成26年度の状況

・ 児童虐待相談対応件数 88,931件(速報値)

児童虐待相談対応件数の推移

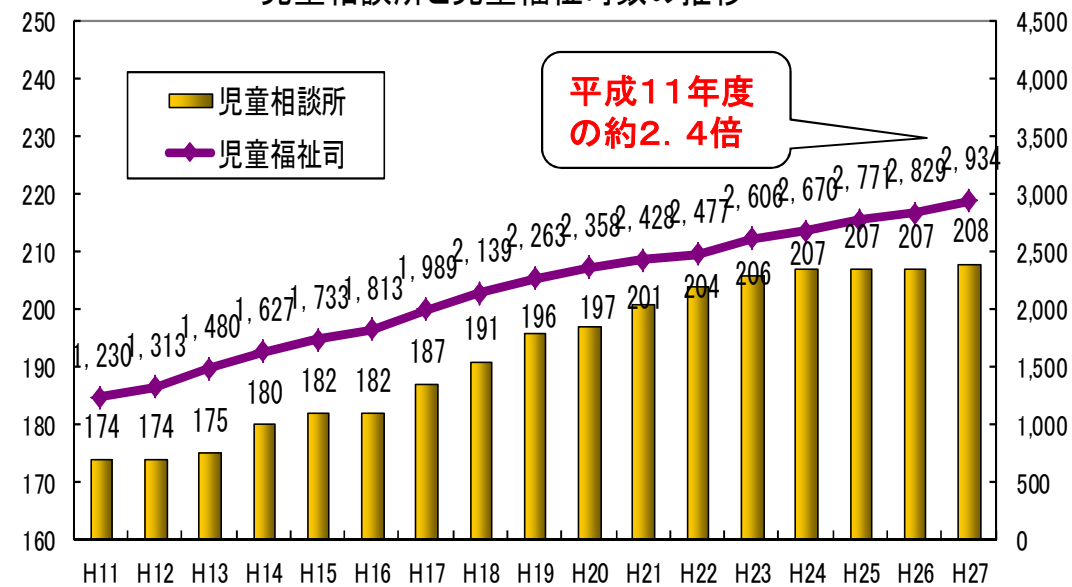


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童相談所と児童福祉司

	平成11年度	平成27年度
児童相談所設置自治体	59自治体	69自治体 (約1.2倍)
児童相談所数	174か所	208か所 (約1.2倍)
児童福祉司数	1,230人	2,934人 (約2.4倍)

児童相談所と児童福祉司数の推移



児童福祉司の概要

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
(児童福祉法第13条第1項等)

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

3 児童福祉法第13条第2項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師
- 社会福祉士
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 人数等

- 全国の児童相談所(一時保護所含む)に 2,934名(平成27年4月1日現在)配置されている。
- 児童福祉法施行令第3条により、児童福祉司の担当区域は、人口おおむね4万から7万までを標準として定めるものとされている。

平成27年度 児童福祉司の配置状況について

	児童福祉司の 配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	74	73	▲ 1
青森県	31	35	4
岩手県	28	28	0
宮城県	35	34	▲ 1
秋田県	23	25	2
山形県	20	20	0
福島県	37	40	3
茨城県	52	52	0
栃木県	43	45	2
群馬県	34	39	5
埼玉県	134	132	▲ 2
千葉県	109	120	11
東京都	200	209	9
神奈川県	60	70	10
新潟県	41	41	0
富山県	19	17	▲ 2
石川県	17	17	0
福井県	16	15	▲ 1
山梨県	17	18	1
長野県	41	41	0
岐阜県	38	38	0
静岡県	46	46	0
愛知県	123	127	4
三重県	44	39	▲ 5
滋賀県	33	35	2
京都府	37	37	0
大阪府	146	152	6
兵庫県	77	81	4
奈良県	26	22	▲ 4
和歌山県	25	25	0
鳥取県	19	19	0
島根県	16	21	5
岡山県	26	29	3
広島県	37	36	▲ 1
山口県	32	33	1

	児童福祉司の 配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
徳島県	18	18	0
香川県	17	20	3
愛媛県	29	30	1
高知県	29	33	4
福岡県	70	73	3
佐賀県	16	17	1
長崎県	28	27	▲ 1
熊本県	23	23	0
大分県	19	25	6
宮崎県	27	29	2
鹿児島県	27	29	2
沖縄県	42	44	2
札幌市	30	32	2
仙台市	19	19	0
さいたま市	30	34	4
千葉市	20	22	2
横浜市	84	86	2
川崎市	33	40	7
相模原市	17	18	1
新潟市	17	16	▲ 1
静岡市	16	16	0
浜松市	23	25	2
名古屋市	74	81	7
京都市	57	57	0
大阪市	99	97	▲ 2
堺市	31	26	▲ 5
神戸市	35	37	2
岡山市	20	21	1
広島市	25	25	0
北九州市	17	17	0
福岡市	30	32	2
熊本市	25	26	1
横須賀市	13	15	2
金沢市	13	13	0
合計	2,829	2,934	105

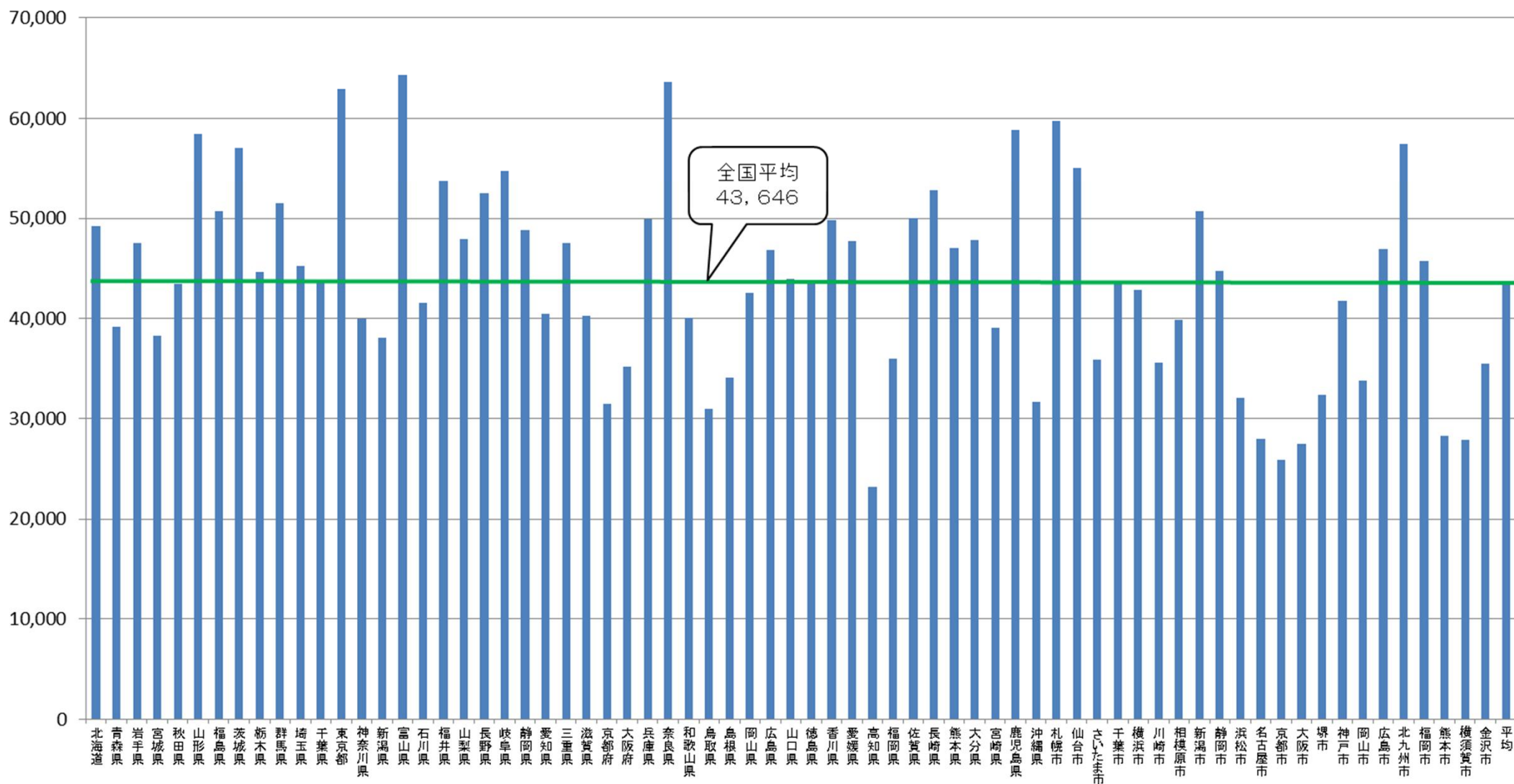
※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】6

平成27年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第3条に定める児童福祉司の配置標準(4～7万)を満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)

4～7万 45自治体
4万未満 24自治体



児童福祉司の任用資格取得過程

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格

都道府県
知事の指定
する養成校
を卒業

又は

都道府県
知事の指定
する講習会
の課程を
修了した者

指定施設で
1年以上
児童等の
福祉に関する
相談援助
業務に従事

大学(大学院、
外国の大学
含む(※))
において、
心理学、
教育学、
社会学を
専修し卒業

医師
社会福祉士
精神保健
福祉士(※)

社会福祉
主事として
2年以上
児童福祉
事業に
従事

社会福祉
主事たる
資格を得た後
以下の合計
が2年以上

社会福祉
主事として
児童福祉
事業に従事
＋
児童相談所
所員

社会福祉主事

社会福祉
主事たる
資格を
得た後
3年以上
児童福祉
事業に
従事

指定講習会
の課程を
修了

指定施設
で1年以上
相談援助
業務に従事

保健師
助産師
教員(1種)

指定講習会
の課程を
修了

指定施設
で2年以上
相談援助
業務に従事

看護師
保育士
教員(2種)

指定講習会
の課程を
修了

指定施設で
2年以上
相談援助
業務に従事

児童
指導員

第13条
第2項第1号

第13条
第2項第2号

第13条第2項第3号
及び3号の2

第13条第2項
第4号

第13条第2項第5号

※第13条第2項第5号に該当。

児童福祉法第13条第2項第5号に定める児童福祉司の任用要件

	基礎資格	指定施設等での必要な 実務経験年数		指定 講習会
1	大学で心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程で単位を修得し、大学院への入学を認められた者	相談援助業務	1年	—
2	大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務	1年	—
3	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務	1年	—
4	社会福祉士となる資格を有する者（未登録者）	—	—	—
5	精神保健福祉士となる資格を有する者（未登録者）	—	—	—
6	保健師	相談援助業務	1年	○
7	助産師	相談援助業務	1年	○
8	看護師	相談援助業務	2年	○
9	保育士	相談援助業務	2年	○
10	教員免許保有者	相談援助業務	1年	○
	教員免許保有者（二種）	相談援助業務	2年	○
11	社会福祉主事たる資格を得ている者	イ 社会福祉主事として 児童福祉事業に従事 ロ 児童相談所の所員	合計 2年	—
12	社会福祉主事たる資格を得ている者	児童福祉事業	3年	—
13	児童指導員【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項 に規定】	相談援助業務	2年	○

児童福祉司任用資格に係る厚生労働大臣が定める指定講習会（法第13条第2項第5号）

都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う講習会であって、次の要件を満たすものとする。

- ①講義及び演習により行うものであること。
- ②修業期間は、おおむね3月以内であること。
- ③講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- ④別表に定める科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- ⑤講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

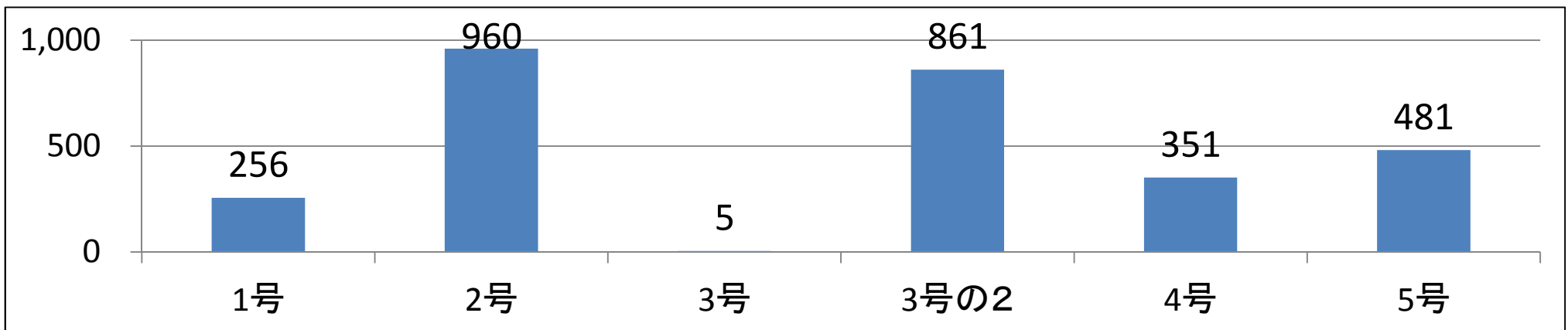
（別表）

区分	科目
講義	児童福祉論
	児童相談所運営論
	養護原理
	障害者福祉論
	社会福祉援助技術論
	児童虐待援助論
演習	社会福祉援助技術演習
	児童虐待援助演習

※講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

児童福祉司の各任用区分の人数

児福法第13条第2項	内容	人数	割合
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者	256	8.8%
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの	960	32.9%
3号	医師	5	0.2%
3号の2	社会福祉士	861	29.5%
4号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者	351	12.0%
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの	481	16.5%
計		2,914	100%



※平成27年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く）

※割合については、小数点第2を四捨五入しているため合計が100%にならない。

児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)について

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分												都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分													
	1号		2号		3号		3号の2		4号		5号			計	1号		2号		3号		3号の2		4号		5号		計
北海道			33	45.2%	1	1.4%	6	8.2%	14	19.2%	19	26.0%	73	徳島県			7	38.9%			1	5.6%	8	44.4%	2	11.1%	18
青森県	1	2.9%	2	5.7%			2	5.7%	28	80.0%	2	5.7%	35	香川県	2	10.0%	11	55.0%			5	25.0%			2	10.0%	20
岩手県			10	35.7%			7	25.0%	5	17.9%	6	21.4%	28	愛媛県									16	53.3%	14	46.7%	30
宮城県	1	3.0%	13	39.4%			7	21.2%	3	9.1%	9	27.3%	33	高知県	6	18.2%	8	24.2%			14	42.4%			5	15.2%	33
秋田県	2	8.0%							22	88.0%	1	4.0%	25	福岡県	12	16.4%	25	34.2%			1	1.4%	13	17.8%	22	30.1%	73
山形県			12	60.0%			5	25.0%	3	15.0%			20	佐賀県	13	76.5%	1	5.9%			1	5.9%			2	11.8%	17
福島県	1	2.5%	23	57.5%			8	20.0%	2	5.0%	6	15.0%	40	長崎県			11	40.7%			15	55.6%	1	3.7%			27
茨城県	2	3.8%	20	38.5%			14	26.9%	3	5.8%	13	25.0%	52	熊本県	3	13.0%	4	17.4%			6	26.1%	6	26.1%	4	17.4%	23
栃木県	2	4.8%	4	9.5%							36	85.7%	42	大分県	6	24.0%	3	12.0%			6	24.0%	7	28.0%	3	12.0%	25
群馬県	14	35.9%	4	10.3%			6	15.4%	4	10.3%	11	28.2%	39	宮崎県	2	6.9%	15	51.7%	2	6.9%	6	20.7%	3	10.3%	1	3.4%	29
埼玉県			45	34.1%			79	59.8%	8	6.1%			132	鹿児島県			3	10.3%			1	3.4%	23	79.3%	2	6.9%	29
千葉県	17	14.9%	70	61.4%			19	16.7%			8	7.0%	114	沖縄県			22	50.0%			21	47.7%	1	2.3%			44
東京都	7	3.3%	26	12.4%			45	21.5%	5	2.4%	126	60.3%	209	札幌市			19	59.4%			8	25.0%			5	15.6%	32
神奈川県			70	100.0%									70	仙台市	1	5.3%	3	15.8%			9	47.4%	6	31.6%			19
新潟県			41	100.0%									41	さいたま市	6	17.6%	2	5.9%			23	67.6%	3	8.8%			34
富山県			12	70.6%							5	29.4%	17	千葉市			4	18.2%			8	36.4%	10	45.5%			22
石川県	5	29.4%	5	29.4%			6	35.3%			1	5.9%	17	横浜市	13	15.1%	5	5.8%	2	2.3%	23	26.7%	33	38.4%	10	11.6%	86
福井県	1	6.7%	4	26.7%			8	53.3%	1	6.7%	1	6.7%	15	川崎市			2	5.0%			38	95.0%					40
山梨県			2	12.5%			9	56.3%	5	31.3%			16	相模原市			3	16.7%			13	72.2%			2	11.1%	18
長野県	2	4.9%	6	14.6%			24	58.5%	8	19.5%	1	2.4%	41	新潟市			2	12.5%			8	50.0%	3	18.8%	3	18.8%	16
岐阜県	1	2.6%	23	60.5%			12	31.6%	2	5.3%			38	静岡市	8	50.0%					1	6.3%			7	43.8%	16
静岡県	9	19.6%	22	47.8%			11	23.9%	1	2.2%	3	6.5%	46	浜松市	12	48.0%					9	36.0%			4	16.0%	25
愛知県			57	44.9%			63	49.6%	5	3.9%	2	1.6%	127	名古屋市	17	21.0%	19	23.5%			35	43.2%	7	8.6%	3	3.7%	81
三重県	10	25.6%	13	33.3%			5	12.8%	8	20.5%	3	7.7%	39	京都市			7	12.3%							50	87.7%	57
滋賀県			10	28.6%			14	40.0%	6	17.1%	5	14.3%	35	大阪市	1	1.1%	41	45.1%			32	35.2%	9	9.9%	8	8.8%	91
京都府	8	21.6%	6	16.2%			6	16.2%	6	16.2%	11	29.7%	37	堺市	2	8.0%					14	56.0%	9	36.0%			25
大阪府	7	4.6%	104	68.4%			39	25.7%	1	0.7%	1	0.7%	152	神戸市							36	97.3%	1	2.7%			37
兵庫県	1	1.2%	23	28.4%			25	30.9%	16	19.8%	16	19.8%	81	岡山市	10	47.6%	3	14.3%			8	38.1%					21
奈良県	4	18.2%	12	54.5%			2	9.1%	4	18.2%			22	広島市	1	4.0%	6	24.0%			5	20.0%	12	48.0%	1	4.0%	25
和歌山県	2	8.0%	9	36.0%			10	40.0%	4	16.0%			25	北九州市	13	76.5%					4	23.5%					17
鳥取県			7	36.8%			10	52.6%	2	10.5%			19	福岡市	4	12.5%	1	3.1%			21	65.6%	2	6.3%	4	12.5%	32
島根県	4	20.0%	7	35.0%			4	20.0%	1	5.0%	4	20.0%	20	熊本市	14	53.8%	2	7.7%			6	23.1%			4	15.4%	26
岡山県	2	6.9%	9	31.0%			14	48.3%			4	13.8%	29	横須賀市	5	33.3%					10	66.7%					15
広島県	1	2.8%	15	41.7%			6	16.7%			14	38.9%	36	金沢市	1	7.7%	6	46.2%			6	46.2%					13
山口県			6	18.2%			1	3.0%	11	33.3%	15	45.5%	33	合 計	256	8.8%	960	32.9%	5	0.2%	861	29.5%	351	12.0%	481	16.5%	2,914

※平成27年4月1日時点の人数(（所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く) ※割合については、小数点第2を四捨五入。

都道府県知事の指定する養成校及び講習会(第13条第2項第1号)

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所

(定員:25名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者数	17	16	11	10	11
地方自治体就職者数(※1)	0	0	1	1	2

※1 過去5年の修了者のうち、地方自治体へ就職した者の人数(以下、同様)。

国立障害者リハビリテーションセンター学院 児童指導員科

(定員:40名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者数	19	16	11	9	9
地方自治体就職者数(※1)	1	0	0	0	2

上智社会福祉専門学校 社会福祉士・児童指導員科

(定員:40名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者数	28	35	39	37	28
地方自治体就職者数(※1)	4	0	2	2	0

社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院 児童福祉司資格認定通信課程

(定員:200名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者数	78	94	90	100	80

※ なお、平成26年度受講申込時の勤務先は、都道府県・指定都市・中核市本庁(5名)、福祉事務所(7名)、市役所・町村役場(7名)、児童相談所(60名)、保健所(2名)

都道府県知事の指定する養成校及び講習会の教育内容(法第13条第2項第1号)

区分	科目等	時間数	
		養成校	講習会
必修科目	社会福祉概論	30	62
	社会保障論	30	60
	公的扶助論	30	60
	高齢者福祉論	15	30
	介護概論	15	30
	障害児・者福祉論	30	60
	児童・家庭福祉論	60	125
	養護原理	30	62
	地域福祉論	30	60
	社会福祉援助技術論	30	60
	社会福祉援助技術演習	60	6
	児童相談所等運営論	30	62
	医学一般	30	62
	法学	30	62
	心理学	30	60
	社会学	30	60
実習	児童福祉現場実習	180	180
	児童福祉現場実習指導	90	180
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420	
合計		1, 200	1, 281

児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定める指定施設(法第13条第2項第2号)

児童福祉法第13条第2項第2号の規定により、大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものは、児童福祉司任用資格の1つとなっている。
当該指定施設は次のとおりである。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 地域保健法の規定により設置される保健所
2. 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
3. 医療法に規定する病院及び診療所
4. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
6. 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
7. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
8. 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
10. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
11. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
12. 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

(2) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 精神科病院
2. 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
3. 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
4. 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
5. 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)
6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
7. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
8. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
10. 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
11. 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
12. 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

(3) 上記(1)(2)に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

児童福祉法に規定する乳児院及び保育所

児童福祉法第十三条

- ① 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
- ② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
 - 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法 に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
 - 三 医師
 - 三の二 社会福祉士
 - 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
- ⑤ 第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

児童福祉法施行規則第六条

- 法第十三条第二項第五号 に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 学校教育法 による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
 - 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
 - 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
 - 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第二項第三号の二 に規定する者を除く。）
 - 五 精神保健福祉士となる資格を有する者
 - 六 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
 - 七 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
 - 八 看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
 - 九 保育士（特区法第十二条の四第五項 に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
 - 十 教育職員免許法 （昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
 - 十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者
 - イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
 - 十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）
 - 十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項 に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

児童福祉法施行令第三条の二

法第十三条第二項第一号 の施設又は講習会（以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

児童福祉法施行規則第五条の二の二

令第三条の二第一項 に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の教育内容であること。

（別表） 区分	科目等	時間数	
		施設	講習会
必修科目	社会福祉概論	30	62
	社会保障論	30	60
	公的扶助論	30	60
	高齢者福祉論	15	30
	介護概論	15	30
	障害児・者福祉論	30	60
	児童・家庭福祉論	60	125
	養護原理	30	62
	地域福祉論	30	60
	社会福祉援助技術論	30	60
	社会福祉援助技術演習	60	6
	児童相談所等運営論	30	62
	医学一般	30	62
	法学	30	62
	心理学	30	60
	社会学	30	60
実習	児童福祉現場実習	180	180
	児童福祉現場実習指導	90	180
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420	
合計		1, 200	1, 281

児童心理司の概要

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所運営指針により、児童相談所には、児童心理司を置くことが標準とされている。

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

- (2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童相談所運営指針）

○大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者

4 人 数

全国の児童相談所（一時保護所含む）に 1, 293名（平成27年4月1日現在）配置されている。

平成27年度 児童心理司の配置状況について

	児童心理司の 配置員数 (26.4.1) A	児童心理司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	38	39	1
青森県	19	19	0
岩手県	13	13	0
宮城県	23	21	▲ 2
秋田県	14	14	0
山形県	12	12	0
福島県	15	16	1
茨城県	23	22	▲ 1
栃木県	23	23	0
群馬県	23	23	0
埼玉県	39	41	2
千葉県	63	66	3
東京都	71	73	2
神奈川県	33	33	0
新潟県	10	10	0
富山県	8	8	0
石川県	15	15	0
福井県	8	8	0
山梨県	6	10	4
長野県	20	20	0
岐阜県	15	15	0
静岡県	21	21	0
愛知県	31	31	0
三重県	32	29	▲ 3
滋賀県	14	18	4
京都府	20	21	1
大阪府	45	46	1
兵庫県	48	48	0
奈良県	10	10	0
和歌山県	13	16	3
鳥取県	11	11	0
島根県	12	13	1
岡山県	26	17	▲ 9
広島県	15	16	1
山口県	15	16	1

	児童心理司の 配置員数 (26.4.1) A	児童心理司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
徳島県	14	16	2
香川県	9	9	0
愛媛県	14	13	▲ 1
高知県	13	11	▲ 2
福岡県	21	24	3
佐賀県	10	9	▲ 1
長崎県	14	14	0
熊本県	11	13	2
大分県	18	18	0
宮崎県	16	17	1
鹿児島県	13	12	▲ 1
沖縄県	14	13	▲ 1
札幌市	16	18	2
仙台市	18	18	0
さいたま市	14	11	▲ 3
千葉市	16	19	3
横浜市	29	29	0
川崎市	13	18	5
相模原市	12	13	1
新潟市	5	5	0
静岡市	10	9	▲ 1
浜松市	12	12	0
名古屋市	19	20	1
京都市	17	18	1
大阪市	22	24	2
堺市	8	8	0
神戸市	13	20	7
岡山市	11	10	▲ 1
広島市	5	7	2
北九州市	5	5	0
福岡市	17	18	1
熊本市	14	15	1
横須賀市	8	9	1
金沢市	6	4	▲ 2
合計	1,261	1,293	32

※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童心理司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】20

児童福祉司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
1 年未満	約16%	約15%	約17%	約13%	約15%
1 ～ 3 年	約29%	約29%	約28%	約28%	約26%
3 ～ 5 年	約19%	約19%	約17%	約18%	約18%
5 ～10年	約23%	約24%	約24%	約24%	約25%
10年以上	約13%	約14%	約14%	約16%	約17%

児童心理司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
1 年未満	約9%	約11%	約13%	約11%	約13%
1 ～ 3 年	約20%	約19%	約19%	約22%	約20%
3 ～ 5 年	約17%	約16%	約16%	約17%	約16%
5 ～10年	約30%	約29%	約28%	約26%	約27%
10年以上	約25%	約25%	約24%	約24%	約25%

教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

1 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の位置づけ

児童相談所運営指針により、児童相談所には、教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）を置くことが標準とされている。

2 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の主な業務内容(児童相談所運営指針)

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行うこと。

3 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の要件（児童相談所運営指針）

相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者

4 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に469名（平成27年4月1日現在）配置されている。
- 児童相談所運営指針により、教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置の標準は、児童福祉司おおむね5人つき1人とされている。

平成27年度 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について

	スーパーバイザーの 配置員数 (26.4.1) A	スーパーバイザーの 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)		スーパーバイザーの配 置員数 (26.4.1) A	スーパーバイザーの配 置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	16	16	0	徳島県	2	2	0
青森県	2	2	0	香川県	4	4	0
岩手県	3	5	2	愛媛県	3	3	0
宮城県	9	7	▲ 2	高知県	6	9	3
秋田県	4	4	0	福岡県	11	11	0
山形県	2	2	0	佐賀県	0	0	0
福島県	4	4	0	長崎県	7	8	1
茨城県	8	8	0	熊本県	5	5	0
栃木県	9	9	0	大分県	5	6	1
群馬県	8	8	0	宮崎県	6	6	0
埼玉県	31	29	▲ 2	鹿児島県	3	3	0
千葉県	27	25	▲ 2	沖縄県	10	10	0
東京都	13	13	0	札幌市	3	4	1
神奈川県	9	9	0	仙台市	2	2	0
新潟県	8	8	0	さいたま市	3	5	2
富山県	2	2	0	千葉市	0	1	1
石川県	0	0	0	横浜市	16	18	2
福井県	2	2	0	川崎市	9	11	2
山梨県	0	2	2	相模原市	5	5	0
長野県	5	8	3	新潟市	0	0	0
岐阜県	0	0	0	静岡市	3	4	1
静岡県	4	4	0	浜松市	4	4	0
愛知県	17	18	1	名古屋市	12	14	2
三重県	7	3	▲ 4	京都市	12	12	0
滋賀県	7	8	1	大阪市	15	16	1
京都府	4	4	0	堺市	2	6	4
大阪府	27	26	▲ 1	神戸市	9	10	1
兵庫県	12	13	1	岡山市	1	1	0
奈良県	7	4	▲ 3	広島市	0	0	0
和歌山県	4	7	3	北九州市	0	0	0
鳥取県	4	5	1	福岡市	3	3	0
島根県	5	8	3	熊本市	5	5	0
岡山県	3	3	0	横須賀市	2	3	1
広島県	4	5	1	金沢市	0	0	0
山口県	6	7	1	合計	441	469	28

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童相談所における保健師の概要

1 保健師の位置づけ

児童相談所運営指針により、中央児童相談所には、保健師を置くことが標準とされている。

2 保健師の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、
障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
- (3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理
- (4) 市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による
子どもや家族への支援

3 人数等

全国の児童相談所(一時保護所含む)に 86名(平成27年4月1日現在)配置されている。

※配置されている児童相談所数 63か所／208か所

平成27年度 保健師の配置状況について

	保健師の配置員数 (26.4.1)A	保健師の配置員数 (27.4.1)B	対前年 増減人員(B－A)
北海道	0	0	0
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	2	2	0
秋田県	1	1	0
山形県	1	1	0
福島県	0	0	0
茨城県	3	3	0
栃木県	0	0	0
群馬県	7	7	0
埼玉県	0	0	0
千葉県	0	0	0
東京都	6	3	▲ 3
神奈川県	5	5	0
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	2	3	1
福井県	0	0	0
山梨県	2	2	0
長野県	2	2	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	4	4	0
愛知県	0	0	0
三重県	6	2	▲ 4
滋賀県	1	1	0
京都府	0	1	1
大阪府	2	2	0
兵庫県	0	0	0
奈良県	1	1	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	3	3	0
島根県	1	0	▲ 1
岡山県	4	3	▲ 1
広島県	0	0	0
山口県	1	1	0

	保健師の配置員数 (26.4.1)A	保健師の配置員数 (27.4.1)B	対前年 増減人員(B－A)
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	1	0	▲ 1
高知県	1	1	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	1	1	0
長崎県	0	0	0
熊本県	0	0	0
大分県	1	1	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	1	1	0
沖縄県	0	0	0
札幌市	4	0	▲ 4
仙台市	2	2	0
さいたま市	0	1	1
千葉市	1	1	0
横浜市	15	15	0
川崎市	3	3	0
相模原市	2	2	0
新潟市	0	0	0
静岡市	1	1	0
浜松市	1	0	▲ 1
名古屋市	0	0	0
京都市	0	0	0
大阪市	2	2	0
堺市	1	1	0
神戸市	2	2	0
岡山市	1	1	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	0	0
福岡市	3	3	0
熊本市	0	0	0
横須賀市	1	1	0
金沢市	0	0	0
合計	98	86	▲ 12

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況（H27.4.1 208か所）

① 同一の地区担当が緊急介入からその後の支援まで継続して対応している。	64%
② 緊急介入とその後の支援で担当を分けている	21%
③ 事例によっては、緊急介入とその後の支援で担当を分けている	15%

介入と支援を分離している児童相談所の対応例

- ・虐待対応チーム(班)を設置し、受理、初期対応から援助方針の決定までを虐待対応チーム(班)が対応し、その後の支援を地区担当が対応。
- ・課で担当を分け、緊急介入は初期対応担当課が対応し、その後の支援を地区担当課が対応。
- ・係で担当を分け、緊急介入は初期対応担当係が対応し、その後の支援は地区担当係が対応。
- ・児童虐待通告に関する調査、一時保護等の初期対応を行う虐待班、在宅指導、施設入所及び里親委託児童を担当する地域班、被虐待児の心理的ケア及び保護者指導等を行う心理支援係に分け、専門性・特徴を活かした援助を行う。

実施自治体が考えるメリット・デメリット

《メリット》

- ・迅速な初動体制が確立できる。担当者の負担軽減。
- ・担当者が変わることにより、保護者の児童相談所に対する感情が落ち着き、その後の支援がしやすい。
- ・危機介入や重篤事案に特化した虐待対応が出来る。

《デメリット》

- ・担当者を引き継ぐタイミングが難しい。
- ・担当者によって対応の差異が生じることがある。保護者との関係の作りなおし。
- ・児童福祉司が初期対応の仕方を身につけることができない。

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に135か所(平成27年4月1日現在)設置されている。

3 費 用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率 : 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
27年度予算額: 児童入所施設措置費等107,612,963千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

5 対応件数（一時保護所内保護件数）

(平成25年度件数)

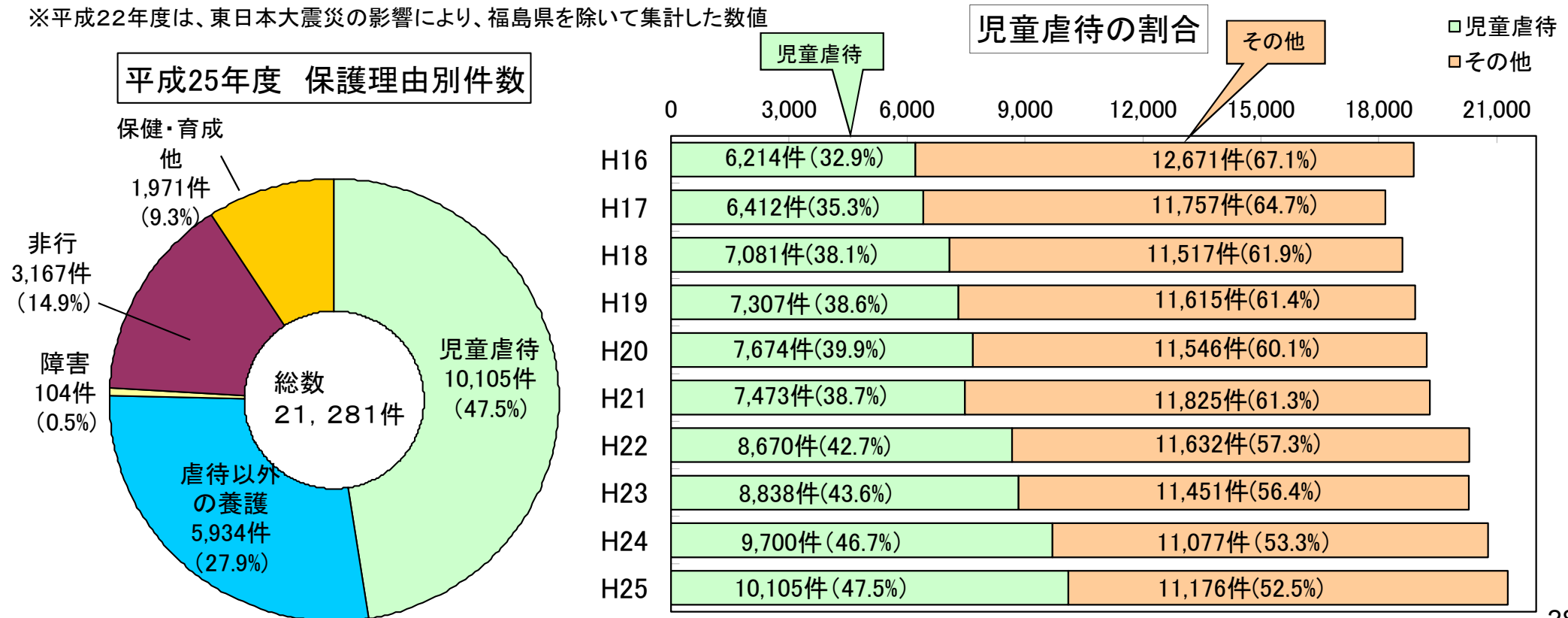
総 数	養 護 (うち、虐待)	障 害	非 行	育 成	その他
21, 281	16, 039 (10, 105)	104	3, 167	1, 775	196

児童相談所での所内一時保護の状況

○ 平成25年度の一時保護所内の一時保護件数は21,281件であり、保護理由については、「児童虐待」が47.5%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が27.9%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総 数
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)
平成21年度	7,473(38.7%)	6,709(34.8%)	142(0.7%)	3,224(16.7%)	1,750(9.1%)	19,298(100.0%)
平成22年度	8,670(42.7%)	6,311(31.1%)	138(0.7%)	3,173(15.6%)	2,010(9.9%)	20,302(100.0%)
平成23年度	8,838(43.6%)	6,231(30.7%)	276(1.4%)	3,175(15.6%)	1,769(8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700(46.7%)	5,825(28.0%)	197(1.0%)	3,092(14.9%)	1,963(9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105(47.5%)	5,934(27.9%)	104(0.5%)	3,167(14.9%)	1,971(9.3%)	21,281(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



児童虐待による一時保護委託の状況

○ 平成25年度の児童虐待が理由の一時保護委託件数は5,382件であり、児童虐待を理由とする一時保護総数の約3割を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で3,132件と約6割を占めている。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時保護所内	7,307 [69.2%]	7,674 [70.6%]	7,473 [70.0%]	8,670 [68.4%]	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]
一時保護委託	3,255 [30.8%]	3,195 [29.4%]	3,209 [30.0%]	4,003 [31.6%]	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]
児童養護施設	1,480(45.5%)	1,405(44.0%)	1,334(41.6%)	1,807(45.1%)	1,935(43.8%)	2,279(43.9%)	2,229(41.4%)
乳児院	545(16.7%)	599(18.7%)	623(19.4%)	826(20.6%)	810(18.4%)	1,050(20.2%)	903(16.8%)
児童自立支援施設	26(0.8%)	33(1.0%)	20(0.6%)	38(0.9%)	43(1.0%)	64(1.2%)	61(1.1%)
情緒障害児短期治療施設	59(1.8%)	50(1.6%)	52(1.6%)	67(1.7%)	56(1.3%)	62(1.2%)	58(1.1%)
障害児関係施設	138(4.2%)	193(6.0%)	203(6.3%)	226(5.6%)	267(6.1%)	310(6.0%)	371(6.9%)
その他社会福祉施設	44(1.4%)	70(2.2%)	120(3.7%)	136(3.4%)	114(2.6%)	150(2.9%)	123(2.3%)
警察等	127(3.9%)	127(4.0%)	112(3.5%)	101(2.5%)	189(4.3%)	192(3.7%)	282(5.2%)
里親	302(9.3%)	349(10.9%)	376(11.7%)	436(10.9%)	532(12.1%)	583(11.2%)	662(12.3%)
その他	534(16.4%)	369(11.5%)	369(11.5%)	366(9.1%)	467(10.6%)	501(9.7%)	693(12.9%)
一時保護総数	10,562	10,869	10,682	12,673	13,251	14,891	15,487

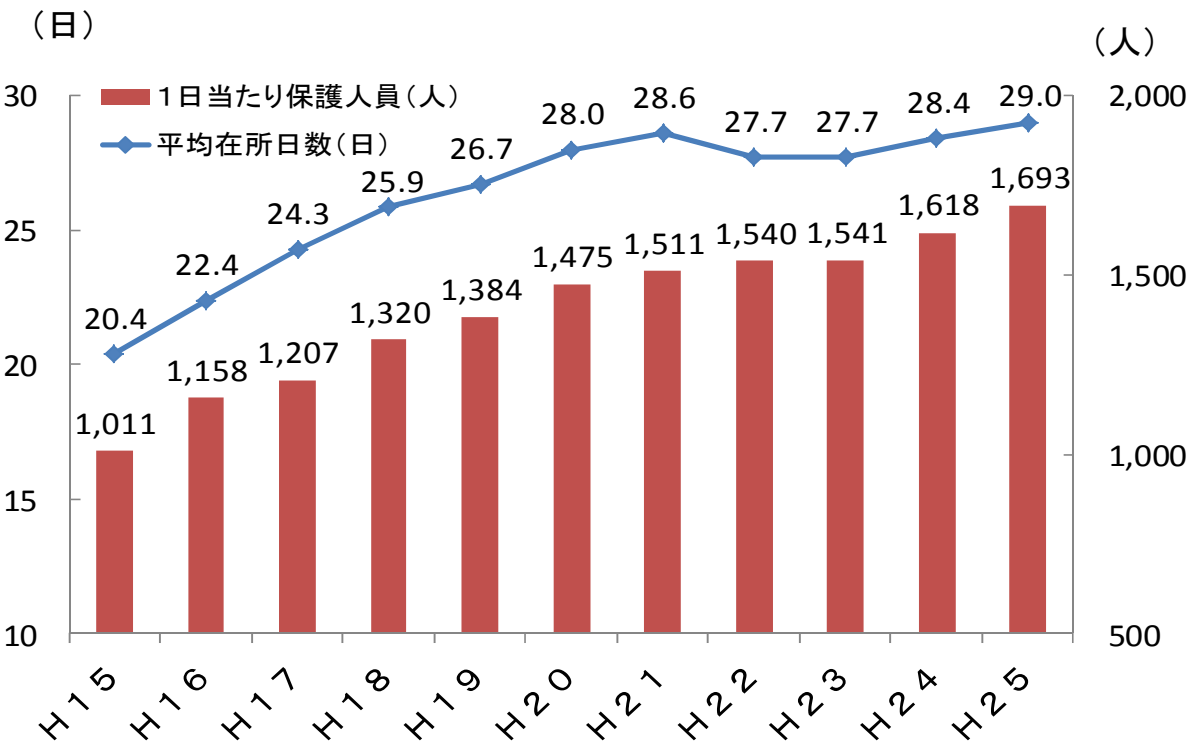
* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

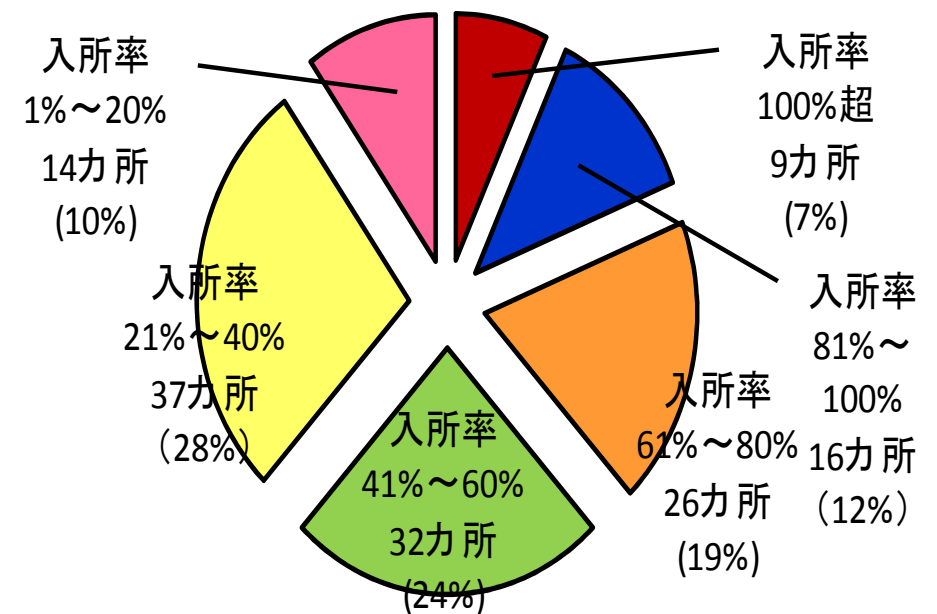


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H26.1～12の間の一時保護所(134力所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

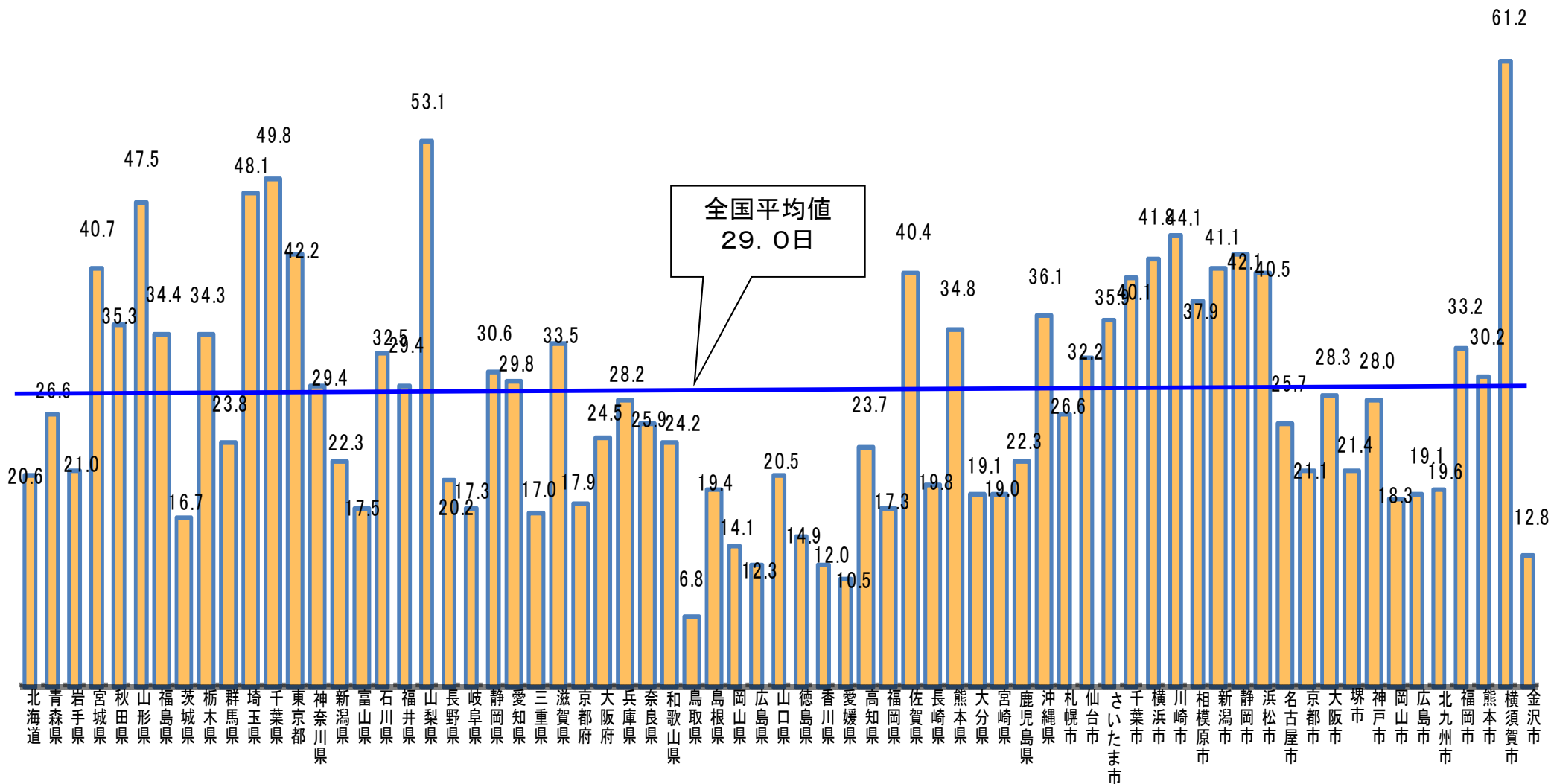
(参考)

都道府県等別一時保護所での平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数／年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.0日

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。

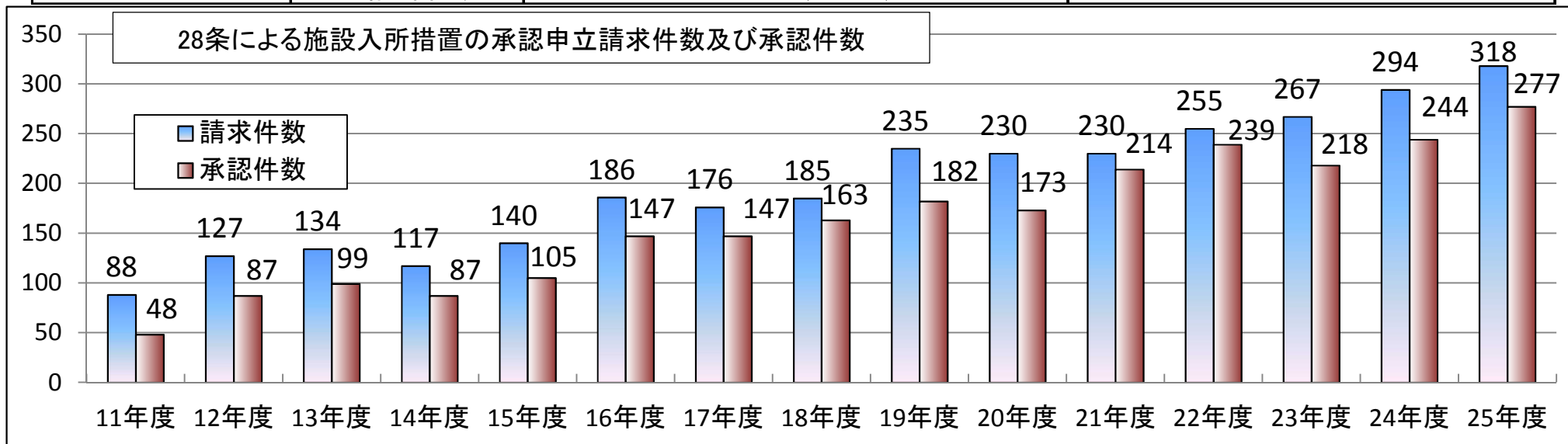


【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成25年度]

児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の7(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失等請求)の件数

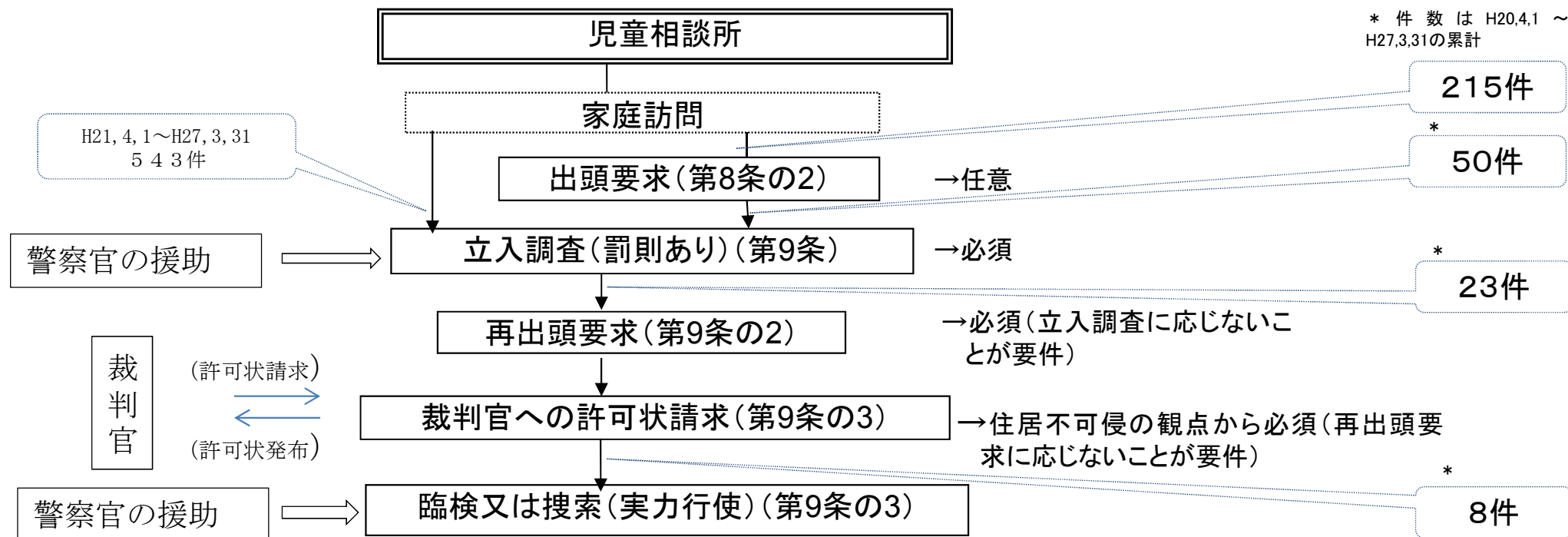
- 平成25年度の28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は318件、承認件数は277件である。
- 平成24年度から、33条の7により、親権喪失に加え、親権停止、管理権喪失宣告の請求が可能となった。

平成18年度	請求件数	185	3
	承認件数	163 (88%)	2
平成19年度	請求件数	235	4
	承認件数	182 (77%)	1
平成20年度	請求件数	230	3
	承認件数	173 (75%)	2
平成21年度	請求件数	230	3
	承認件数	214 (93%)	2
平成22年度	請求件数	255	16
	承認件数	239 (94%)	2
平成23年度	請求件数	267	9
	承認件数	218 (82%)	6
平成24年度	請求件数	294	38
	承認件数	244 (83%)	14
平成25年度	請求件数	318	50
	承認件数	277 (87%)	41



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

臨検、捜索に至る手続き(児童虐待防止法における対応)



【第8条の2】(出頭要求)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条】(立入調査)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の2】(再出頭要求)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

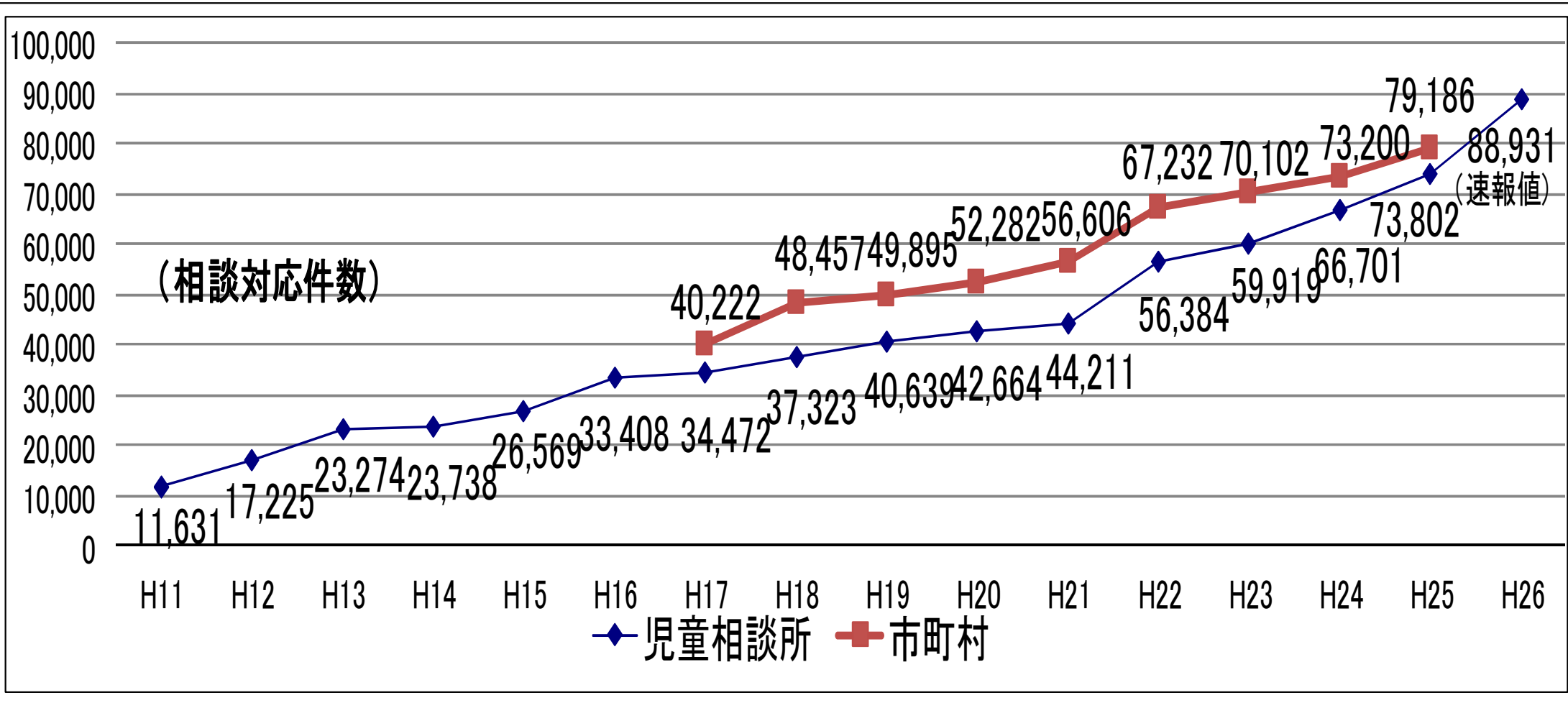
【第9条の3】(臨検、捜索)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

児童虐待相談の対応件数の推移

○ 児童虐待相談対応件数の増加

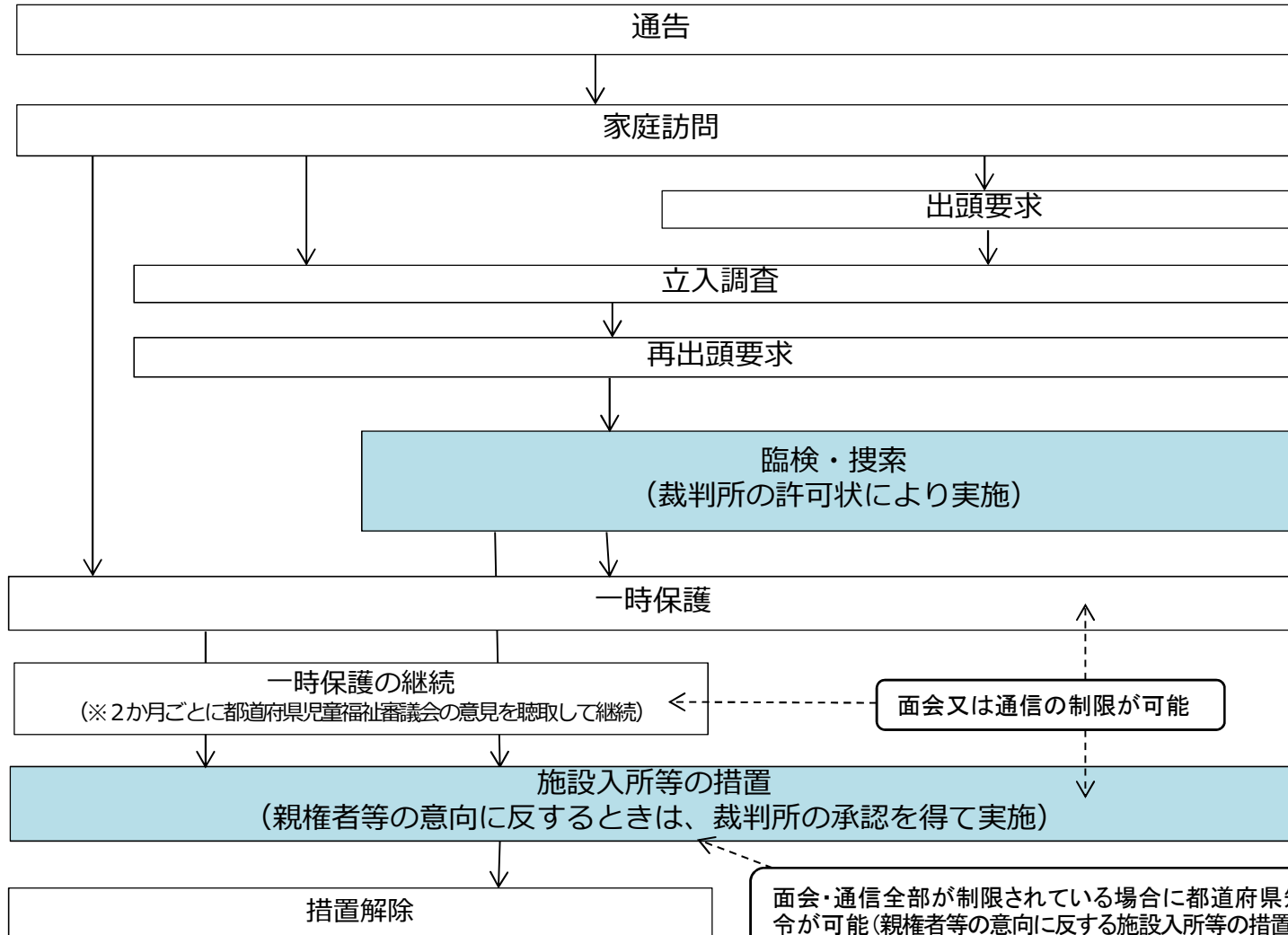
- 平成26年度の全国の児童相談所での虐待対応件数は88,931件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の7.6倍



児童虐待対応における司法関与について

児童虐待への対応過程での司法の関与について

<通告から措置解除までの基本的な流れ>



青色部分は現行制度上、
司法関与が規定されているもの

保護者への関与

- 児童相談所長による親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求
- 親権を行う者のいない児童等について、児童相談所長による未成年後見人選任の請求
- 家庭裁判所は施設入所等の措置に関する承認の審判をする場合、当該保護者に対する指導措置が相当であると認めるときは、その旨を都道府県に勧告

面会・通信全部が制限されている場合に都道府県知事の接近禁止命令が可能(親権者等の意向に反する施設入所等の措置の場合に限る。)

児童虐待対応における司法関与に係る主な検討経過

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年6月制定、翌年4月施行）【議員立法】

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則において、以下の検討条項を規定。
（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を養護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待防止のための親権制度研究会（平成21年6～12月）

※最高裁判所事務総局、厚生労働省も参加。

- 平成21年5月、法務省の委託により「児童虐待防止のための親権制度研究会」において調査研究を実施。
- 平成22年1月に報告書を取りまとめ。

- ◆親権者の義務における子の利益の観点の明確化
 - ◆一時保護における司法関与の在り方
 - ◆保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方
 - ◆親権の一時的制限制度
 - ◆里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいなかったときの取扱い
 - ◆法人による未成年後見
- 等

※黒字は民法改正事項、赤字は児童福祉法改正事項

法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会
（平成22年3～12月）

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための
親権の在り方に関する専門委員会
（平成22年3月～平成23年1月）

- 民法における親権制度の見直しについて調査・審議。

- 平成22年12月に要綱案を取りまとめ。

- ◆親権者の義務における子の利益の観点の明確化
 - ◆親権の制限制度
 - ◆法人による未成年後見、未成年後見人の数
- 等

- 平成23年2月、法制審議会総会での審議を経て要綱案を法務大臣に答申。

- 親権に関わる児童福祉法等の改正の検討が必要な事項について調査・審議。

- 平成23年1月に報告書を取りまとめ。

- ◆一時保護における司法関与の在り方
 - ◆保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方
 - ◆里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいなかったときの取扱い
- 等

相互に
検討結果
を報告

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の概要

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。 【平成23年6月3日 公布（一部施行） / 平成24年4月1日 施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 親権停止制度の創設

（改正前）

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

（改正後）

【民法関係】

- 
- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

（改正前）

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であつたことによつてその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

（改正後）

【民法関係】

- 
- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
 - 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

（改正前）

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【民法関係】

- 
- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正前）

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【児童福祉法関係】

- 
- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(改正前)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。

2. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(改正前)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)

○ 児童相談所長による親権代行

(改正前)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。



(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

3. その他の改正

○ 子の利益の観点の明確化等

(改正前)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 一時保護の見直し

(改正前)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会【平成23年1月報告書概要】 (①一時保護の見直し関係)

問題の所在等

- 一時保護の実施及び期間の延長は、親権者の意向にかかわらず、行政の判断のみで行うことができる。
- 親権者の意向に反する施設入所等の措置について、家庭裁判所の承認が必要であることを踏まえると、親権者の意向に反するにもかかわらず行政の判断のみで長期間にわたり一時保護を継続することは適当ではない。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆一時保護は強い権限であることから、行政不服審査法による不服申立て等の手続のほかに、一時保護開始後（又は開始前）に司法のチェックを受ける仕組みを設けるなど司法関与の強化が望ましい。

(別の観点からの意見)

- ◆司法や児童相談所の体制等を考慮する必要。
- ◆一時保護に過度に重い手続を加え、かえってその実施を阻害し、児童の利益を損なう事態は避けるべき。
- ◆司法関与以外の行政権と親権者の調整・チェックの場（2か月以上の一時保護を対象）を設けるべきであり、児童福祉審議会が考えられる。

○検討の方向性

- ◆一時保護における司法関与の強化は、現状において相当でない。
- ◆一時保護の長期化防止の観点から手続的な措置が必要。

○考えられる対応策

- ◆2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、児童福祉審議会の意見を聴くこととする（※）。

（※）児童福祉審議会の機能は、親権者の意向に配慮するとともに、一時保護の期間を延長するという行政の行為をチェックする機能が期待される。

児童福祉法第28条の審判の申立てをしている場合は、児童福祉審議会の意見を聴かなくてもよいものとして考えられる。

⇒ **上記に基づき、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）により児童福祉法を改正。**

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会【平成23年1月報告書概要】 (②保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方関係)

問題の所在等

- 親子再統合実現等の観点から、児童虐待を行った保護者に対して児童への接し方や生活環境の改善等の指導が重要。
- 児童虐待を行った保護者について指導措置がとられた場合は、児童相談所の指導を受けなければならないが、都道府県知事は指導を受けない保護者に対して指導を受けるよう勧告できるほか、指導勧告に従わない場合は一時保護や強制入所等の必要な措置をとることとされている。
- にもかかわらず、児童相談所の指導に応じず、養育態度を改善しようとする姿勢が見られないものも少なくない。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆親権者等の意に反する施設入所措置に係る審判において、家庭裁判所から都道府県へ保護者指導を行うよう勧告するだけでなく、児童相談所の保護者指導に実効性を持たせる観点から、家庭裁判所から保護者に対しても児童相談所の指導に従うよう勧告する仕組みが望ましい。

(別の観点からの意見)

- ◆裁判所が保護者に直接勧告することは、行政作用を裁判所が行うことになり司法の役割を超え、法制的に難しい。
- ◆家庭裁判所から都道府県に保護者指導の勧告を行う際に、勧告の内容を家庭裁判所から保護者に対して事実上传達することで、実効性を高められるのではないか。

○検討の方向性

- ◆司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に勧告することは法制的に難しい。
- ◆運用面で保護者指導の実効性を高められる方策を検討することが有用。

○考えられる対応策

- ◆家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなど運用面での対応を図ることについて検討すべきである。

⇒ 平成25年8月「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省雇用・均等児童家庭局総務課長通知)を改正し、上記対応策を追加。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会【平成23年1月報告書概要】

(③接近禁止命令の在り方関係)

検討課題等

- 接近禁止命令に対する裁判所の関与の在り方（命令の主体を裁判所にするなど）について検討が必要。
- 接近禁止命令の対象を強制入所等の場合に限らず、同意入所等及び一時保護並びにそれら以外の場合にまで拡大することについて検討が必要。

議論の状況、検討の方向性及び対応策

○議論の状況

- ◆年長の未成年者については、収入を親が無心しに来る場合等一時保護や施設入所等の措置がとられていないケースにおいても接近禁止命令が必要な場合があるため、仕組みが必要。
- ◆児童福祉司指導の措置となったケースのみを対象とすれば、事案の線引きは可能ではないか。
- ◆罰則付きの接近禁止命令には警察の関与があるため、制度創設の利点あり。

(別の観点からの意見)

- ◆罰則付きの接近禁止命令は親の権利等への強度の制限であることから慎重に検討することが必要。
- ◆施設入所等の措置がとられていない場合に、どのような事案に接近禁止命令を認めるのか、対象事案の適切な線引きが困難。
- ◆児童福祉司指導の措置ケースでは、通常親と同居していることから、接近禁止命令をかける前提を欠いており、必要な場合は、民法上の親権制限の請求や、施設入所等の措置で対応すべきではないか。
- ◆不当な介入は保護者によるものだけではなく、また、成人後も続くことがあるため、虐待防止法ではなく人格権に基づく差止請求で解決すべき。
- ◆接近禁止命令の要件は厳格であり、DV防止法の保護命令の要件を踏まえると「子どもに対して金を無心しに来る親のようなケース」は対象外。

○検討の方向性

- ◆対象となる事案の切り分けについて慎重な検討が必要であり、具体的な制度設計が困難。
- ◆施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に対しては、親権喪失の請求等、未成年後見人等の確保の仕組みや人格権に基づく差止請求等について、適切な運用を図ることが考えられる。
- ◆規定の施行以降実例がないことから、現行制度を適切に運用することとし、同意入所及び一時保護のケースは接近禁止命令の対象としない。

○考えられる対応策

- ◆制度改正の可否は、現行法の下で可能な対応（※）について周知徹底を図った上で検討されるべき将来の課題。

（※）同意入所等及び一時保護ケース・・・①面会・通信制限の適切な実施

②面会・通信制限に従わない等の場合は、一時保護、さらに強制入所等の措置に切り替え接近禁止命令の発出（この際、特別家事審判規則に基づく保全処分制度も活用）

上記以外のケース

・・・①民法上の親権制限の請求、一時保護、施設入所等の措置の適切な実施

②子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止の求めの訴え及び仮処分等

⇒ 平成25年8月「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省雇用・均等児童家庭局総務課長通知）を改正し、現行法の下で可能な対応を周知。

在宅の子ども・子育て 家庭支援事業の概要

在宅の子ども・子育て家庭支援事業の概要

◆実施主体：市町村

(※)市町村は、児童福祉法第10条により、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこととされている。

(※)子ども・子育て家庭等を対象とする事業については、地域子ども・子育て支援事業として子ども・子育て支援法第59条に位置づけられている。

<主に一般家庭を対象>

①利用者支援事業 <323か所(H26年度交付決定ベース)>

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

◎ 子育て世代包括支援センター・・・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する事業（平成27年度実施市町村数：150市町村）

②地域子育て支援拠点事業 <6,538か所(H26年度交付決定ベース)>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場を提供する事業

③乳児家庭全戸訪問事業 <1,225市区町村(H25年度実績)>

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

④子育て短期支援事業 <ショートステイ:720か所、トワイライトステイ:374か所(H26年度交付決定ベース)>

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <基本事業:738市区町村(H25年度末)>

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑥一時預かり事業 <8,803か所(平成26年度交付決定ベース)>

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑦放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) <22,084か所(H26年5月現在)>

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

<主に要保護・要支援家庭を対象>

①養育支援訪問事業 <1,722市区町村(H25年度実績)>

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

<1,722市区町村(H25年度実績)>

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

◆実施主体：都道府県

(※)都道府県は、児童福祉法第11条により、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずるものとされている。

<主に要保護・要支援家庭を対象>

(1)児童相談所 <208か所(H27年4月1日現在)>

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。

(2)児童家庭支援センター <104か所(H26年10月1日現在)>

①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ必要な助言、②市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助、③児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導、④児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整等を実施する施設。

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

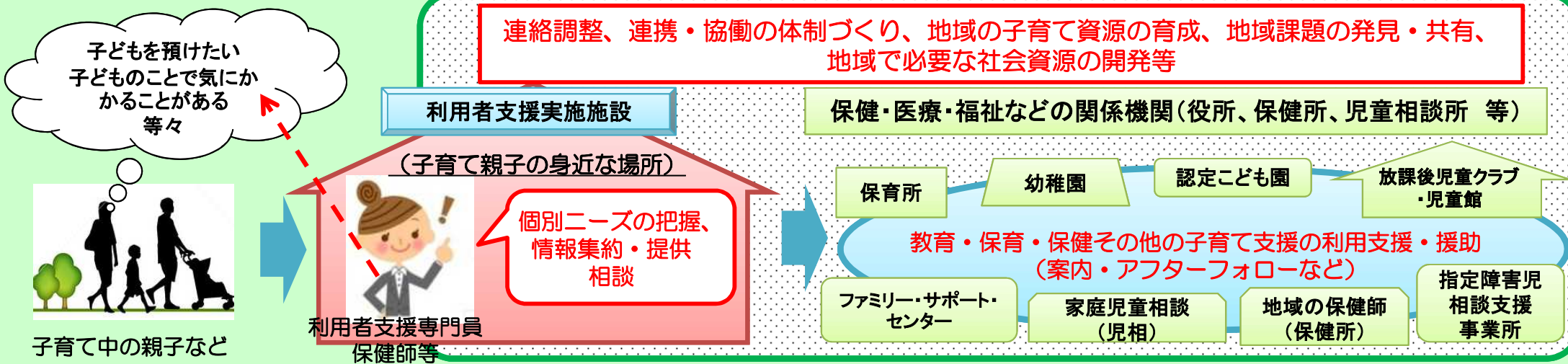
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

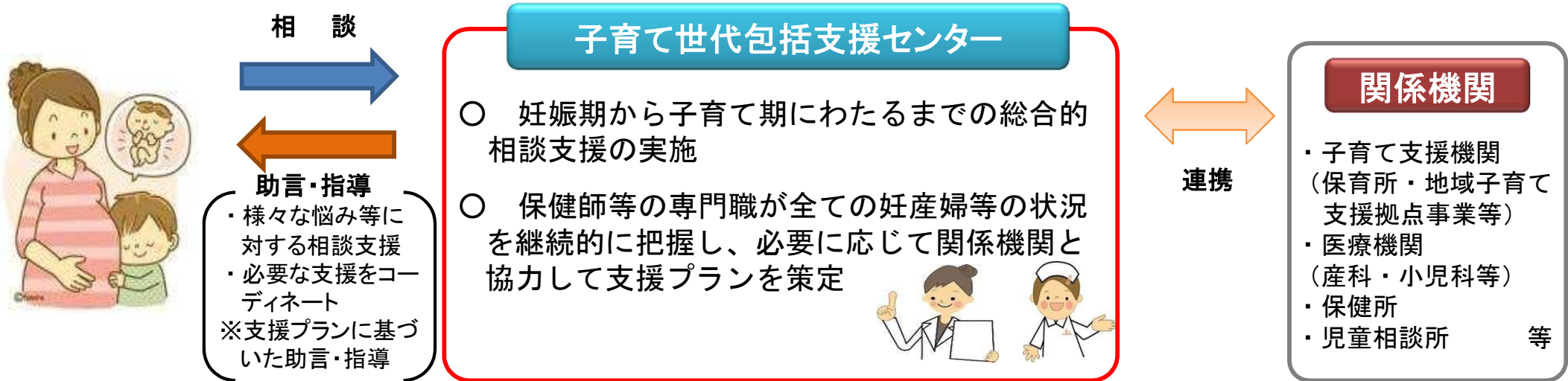
いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。)
(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
- ③ 「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
※継続的な把握、支援プランの策定を実施
(主として、保健所・保健センター等を活用。)

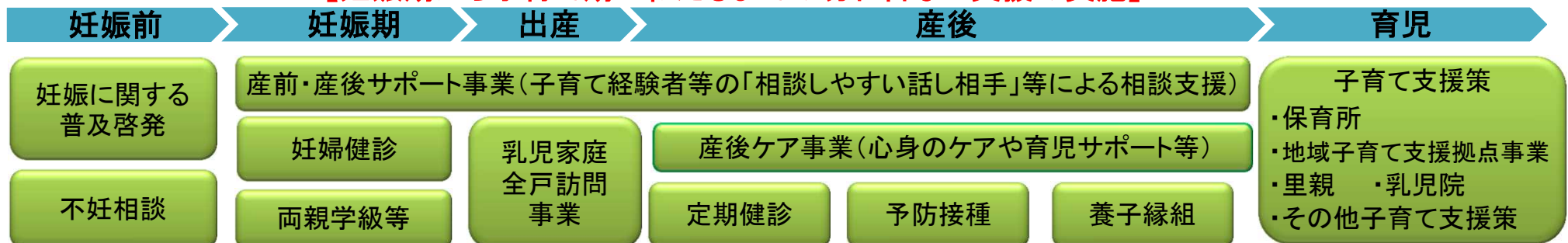


子育て世代包括支援センターについて

- 「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。
- 「子育て世代包括支援センター」は、以下の要件を満たすことが必要。
 - ① 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること
 - ② ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること（利用者支援事業の「利用者支援」機能）
 - ③ 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと（利用者支援事業の「地域連携」機能）
- ※ 子育て世代包括支援センターは、利用者支援事業（母子保健型）のみならず、利用者支援事業（基本型）や市町村保健センター等も活用し実施する。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成26年度
実施か所数
(交付決定ベース)

6, 538か所



地域で子育てを支える

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。	①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【H25.4.1実施率95.3%】

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

連携

母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

要保護児童対策地域協議会

【設置率:98.9%(H25.4.1)】

調整機関 (養育支援訪問事業 中核機関)

進行管理



特に
必要な
ケース

特に必要なケース

進行管理

相談・支援の要に応じた対応

養育支援訪問事業

【H25.4.1実施率:70.3%】

訪問内容

保護者の育児、家事等
養育能力を向上させる
ための支援

訪問者

保健師・助産師・看護師
・保育士等

・利用者支援事業
・妊娠・出産包括支援事業 等
→要支援事例における対応

要保護児童対策地域協議会について

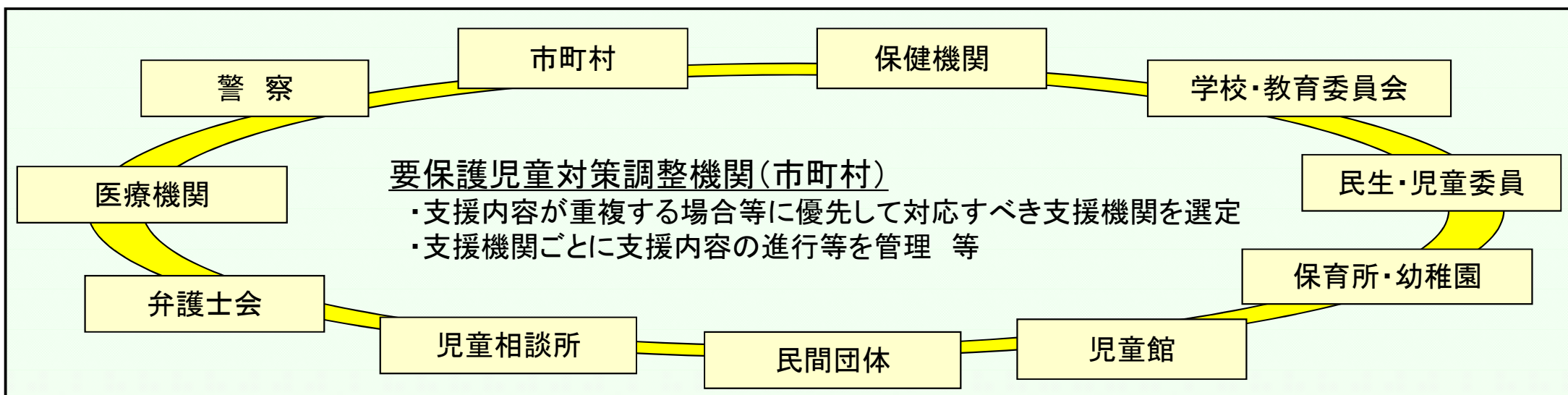
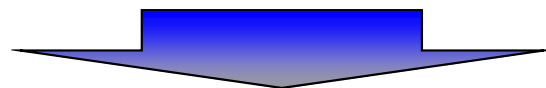
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成23年度	平成24年度	平成25年度
設置している市町村数		1,587(98.0%)	1,714(98.4%)	1,722(98.9%)
登録ケース数(うち児童虐待)		121,530(62,954)	141,058(74,657)	178,610(84,917)
調整 機関 職員 数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,030	1,156	1,586
	② その他専門資格を有する職員	1,805	2,304	3,091
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,240	2,617	3,556
	④ 合計	5,075	6,077	8,233

【出典】平成23,24年度:厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度:子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)

子育て短期支援事業

目的・概要

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所数	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	651か所	671か所	678か所	720か所

※ 母子家庭以外の利用者也利用可能
※平成26年度は交付決定ベース

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所数	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	354か所	358か所	364か所	374か所

※ 母子家庭以外の利用者也利用可能
※平成26年度は交付決定ベース

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。

さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

○実施市区町村 ※平成26年度交付決定ベース

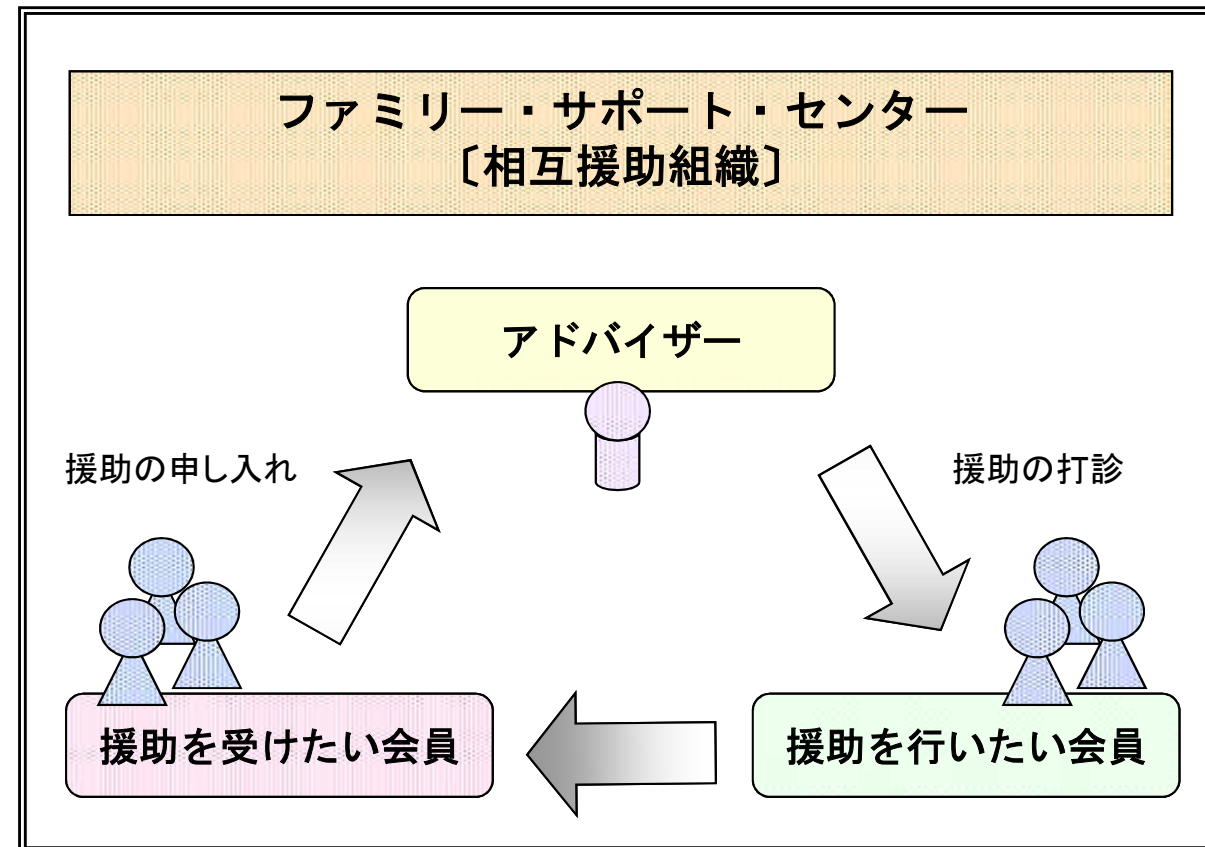
（ ）は平成25年度末実績

- ・基本事業 774(738)市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 138(132)市区町村

○会員数 ※平成26年度交付決定ベース

（ ）は平成25年度末実績

- ・依頼会員（援助を受けたい会員） 475, 105人(466, 287人)
- ・提供会員（援助を行いたい会員） 123, 819人(123, 173人)



一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

H25

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

H26【保育緊急確保事業】

①一般型(事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

②余裕活用型(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

従前の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

④居宅訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

H27【新制度施行】

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

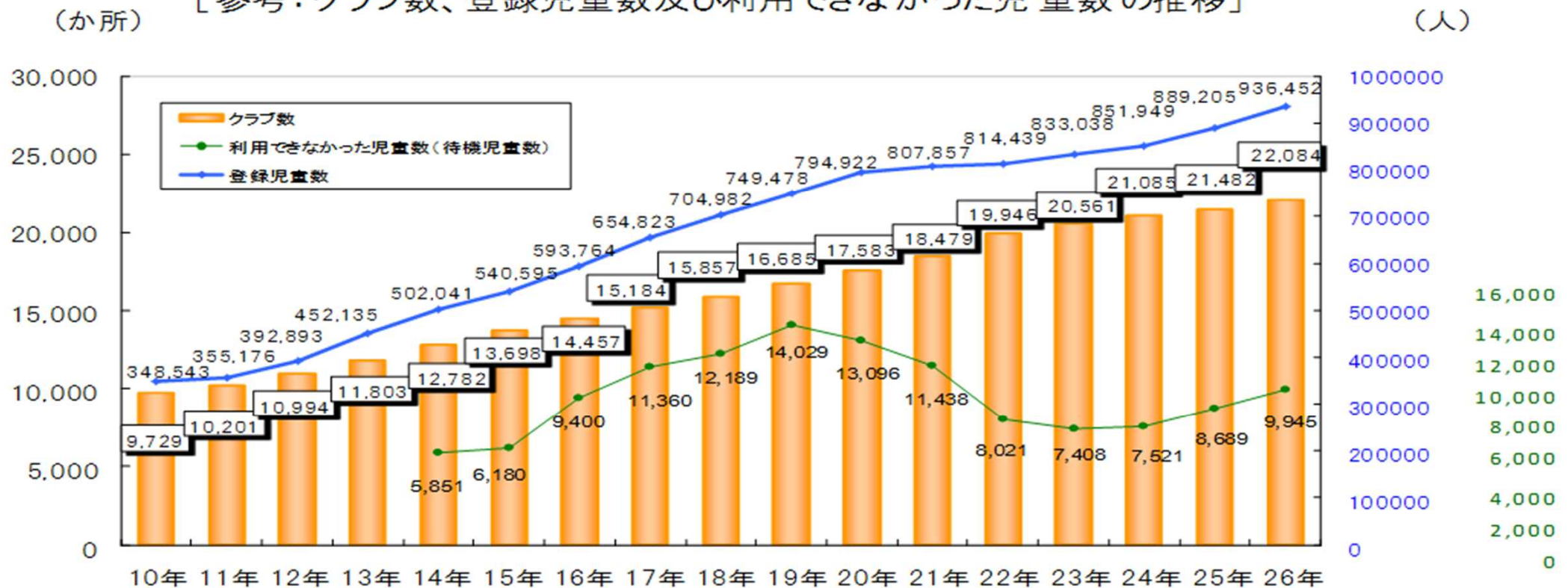
【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

- クラブ数 22,084か所
(参考:全国の小学校20,357校)
- 登録児童数 936,452人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人
〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所〕

【今後の展開】

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)
- ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
 - ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

＜主な基準＞

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国208か所(平成27年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 10, 738人(平成27年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 2, 934人 ・ 児童心理司 1, 293人
・ 精神科医 311人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童家庭支援センターの概要

1. 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

2. 法律上の根拠 児童福祉法第44条の2

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助

5. 補助率 1 / 2 (国 1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市 1 / 2)

6. 補助単価 (27年度(1か所当たり))

- | | | |
|--------------|----------|-----------------------|
| ・常勤心理職配置の場合 | 12,829千円 | ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：常勤① |
| ・非常勤心理職配置の場合 | 9,367千円 | ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：非常勤① |

7. 設置数 104か所 (H26.10 現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度までに340か所を目標。

継続的な自立支援のシステムの構築

(現状)

中学校卒業後及び高等学校等卒業後の進路の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
（参考）全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

②高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
（参考）全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進路の状況の推移（児童養護施設・里親）

① 中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成21年度 (H22. 5. 1)		平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			2,509人	100.0%	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%
進学	高校等		2,305人	91.9%	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%
	専修学校等		64人	2.6%	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%
就職			62人	2.5%	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%
その他			78人	3.1%	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%
里親委託児（単位：人）			209人	100.0%	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%
進学	高校等		197人	94.3%	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%
	専修学校等		4人	1.9%	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%
就職			3人	1.4%	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%
その他			5人	2.4%	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%
（参考）全中卒者（単位：千人）			1,188千人	100.0%	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%
進学	高校等		1,163千人	97.9%	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%
	専修学校等		5千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%
就職			6千人	0.5%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
その他			14千人	1.2%	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成 2 1 年度 (H 2 2 . 5 . 1)		平成 2 2 年度 (H 2 3 . 5 . 1)		平成 2 3 年度 (H 2 4 . 5 . 1)		平成 2 4 年度 (H 2 5 . 5 . 1)		平成 2 5 年度 (H 2 6 . 5 . 1)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			1,444人	100.0%	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1, 721人	100. 0%
	進学	大学等	187人	13.0%	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11. 4%
		専修学校等	146人	10.1%	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11. 2%
	就職		969人	67.1%	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1, 221人	70. 9%
	その他		142人	9.8%	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6. 4%
里親委託児（単位：人）			175人	100.0%	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100. 0%
	進学	大学等	47人	26.9%	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23. 3%
		専修学校等	34人	19.4%	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20. 0%
	就職		75人	42.9%	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47. 8%
	その他		19人	10.9%	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8. 9%
（参考）全高卒者（単位：千人）			1,064千人	100.0%	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%
	進学	大学等	573千人	53.9%	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%
		専修学校等	230千人	21.6%	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%
	就職		192千人	18.0%	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%
	その他		69千人	6.5%	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(現行の施策)

18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

措置延長の積極的活用

- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知。
- 毎年の全国会議において、措置延長の適切な実施について要請。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数（高校卒業児童に占める割合）

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
 - ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

全国児童福祉主管課長会議（平成27.3.17開催）

⑤ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（通知）において、自立生活に必要な力を身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししているところであり、各都道府県市においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第1項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

5. 補助根拠

児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

6. 職員の定数 ＜措置費＞

指導員2人（ただし、定員7人以上の場合は3人、以降7人から3人増える毎に1人を加算）
補助者1人（非常勤）

7. 補助率

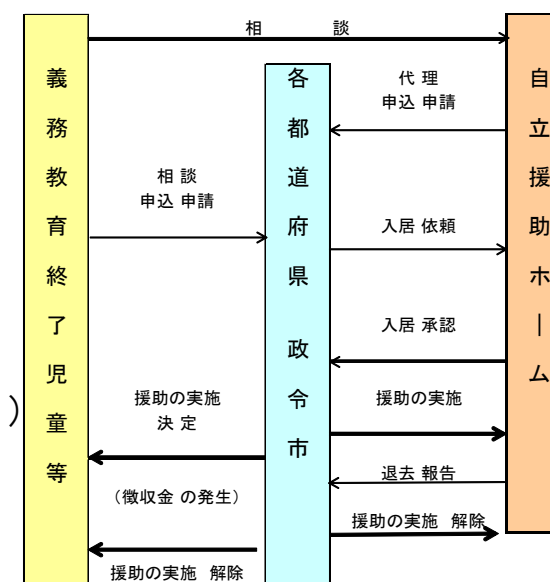
1／2

（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

8. 補助単価

1か所当たり単価：15,120千円（平成27年度予算）
単価の内訳（国と地方を合わせた額）
定員6人のホームのモデル
事務費月額保護単価約20万円
＋一般生活保護単価月額約1万円
21万円×6人×12月＝15,120千円

自立援助ホーム利用の流れ （イメージ）



※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシェルターについて、自立援助ホームの制度を適用。

自立援助ホームの実施状況

1. ホーム数の推移

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
か所数	7 3	8 2	9 9	1 1 3	1 1 8

※家庭福祉課調べ
(各年度10月1
日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年
3月閣議決定)では、平成31年度末
までに190か所を目標としている。

2. 定員及び在籍者数(入所率)

定員	在籍者数	入所率
7 1 8 人	4 9 1 人	68.4%

3. 在籍者の年齢別数

1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳	2 0 歳以上
1 6 人	7 7 人	1 2 9 人	1 4 7 人	1 0 5 人	1 7 人

※平均年齢
1 7 . 6 歳

4. 在籍者の在学状況

全日制高校	1 5 人 (3.1%)
定時制高校	3 5 人 (7.1%)
通信制高校	6 9 人 (14.1%)
専門学校・短大	1 3 人 (2.6%)
大学	3 人 (0.6%)
その他(訓練校等)	8 人 (1.6%)
合計	1 4 3 人 (29.1%)

※2～4については、
全国自立援助ホーム協議会調査

退所児童等アフターケア事業について （児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する。

2. 補助単価（27年度（1か所当たり））

- ①退所児童等アフターケア事業 7,568千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,729千円

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2）

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施

→平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。

退所児童等アフターケア事業

主な事業内容

○退所前の児童に対する支援

- ・社会常識や生活技能等修得するための支援
- ・進路等に関する問題の相談支援
- ・児童同士の交流等を図る活動

○退所後の支援

- ・住居、家庭等生活上の問題の相談支援
- ・就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
- ・児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

主な事業内容

- ・適切な職場環境の確保
- ・雇用先となる職場の開拓
- ・就職面接等のアドバイス
- ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ

※児童の保護者も事業の対象
※従来の退所児童等アフターケア事業と別の事業者で実施することも可能とする

期待される 主な効果

○退所（前）児童面からは、生活面、就労面のそれぞれあった相談窓口が一本化される。（退所（前）児童の相談時の負担軽減）

○事業者面からは、退所（前）児童の個人情報が生生活面・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所（前）児童が抱える課題に対する支援が可能となる。

退所（前）児童に対する生活支援・就業支援、両面からの自立支援を一体的に実施

退所児童等アフターケア事業実施状況

(平成26年10月)

※家庭福祉課調

	自治体名	事業所名	運営事業者		
			個人名又は団体名	事業者分類	
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他	生活支援及び就業支援
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業	ワーカーズコープ	NPO	生活支援及び就業支援
3	東京都	日向ぼっこ	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	NPO	生活支援
4	東京都	ゆずりは	子供の家	社会福祉法人	生活支援
5	東京都	株式会社 パソナグループ	株式会社 パソナグループ	その他の法人	就業支援
6	神奈川県	あすなろサポートステーション	白十字会林間学校	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
7	石川県	石川県	石川県	都道府県・市区町村	生活支援
8	岐阜県	L a l a の部屋	岐阜羽島ボランティア協会	NPO	生活支援
9	滋賀県	びつつ・ゆにっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援
10	大阪府 大阪市 堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
11	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援
12	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援
13	高知県	おひさま	社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
14	高知県	あおば	社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
15	福岡県 福岡市	いっしょ☆ふくおか	青少年の自立を支える福岡の会	NPO	生活支援及び就業支援
16	大分県	児童アフターケアセンターおおいた	社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
17	札幌市	札幌市	札幌市	都道府県・市区町村	就業支援
18	横浜市	よこはま Port For	ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び就業支援
19	広島市	児童アフターケアひかり	社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
20	金沢市	金沢市	金沢市	都道府県・市区町村	生活支援及び就業支援

身元保証人確保対策支援事業について（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（27年度） 年間保険料 就職 [10,560円／1人]、アパート等賃借 [19,152円／1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国 1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1／2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国 1／2、都道府県 1／4、一般市及び福祉事務所設置町村 1／4

人員配置の改善（比較）

施設種別	～23年度	24年度～26年度	27年度予算 （「社会的養護の課題と将来像」 の目標水準）
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児 <u>4:1</u> 小学生以上： <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> 小学生以上： <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね3:1ないし2:1相当
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね1:1相当
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>
母子生活支援施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u> 少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

①項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
②項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	① 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	② 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	③ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	④ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

(生活困窮者自立支援制度)

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

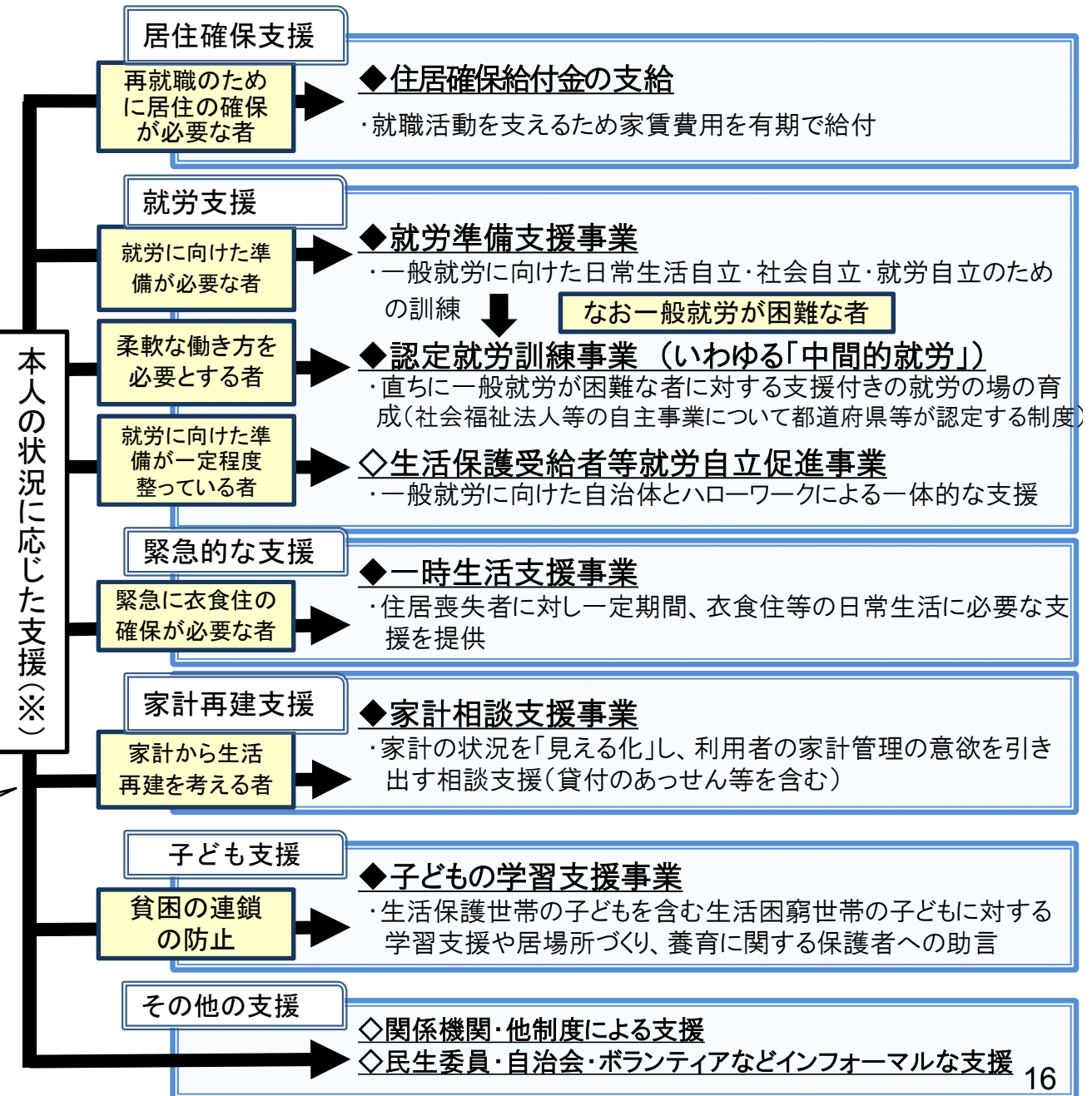
- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

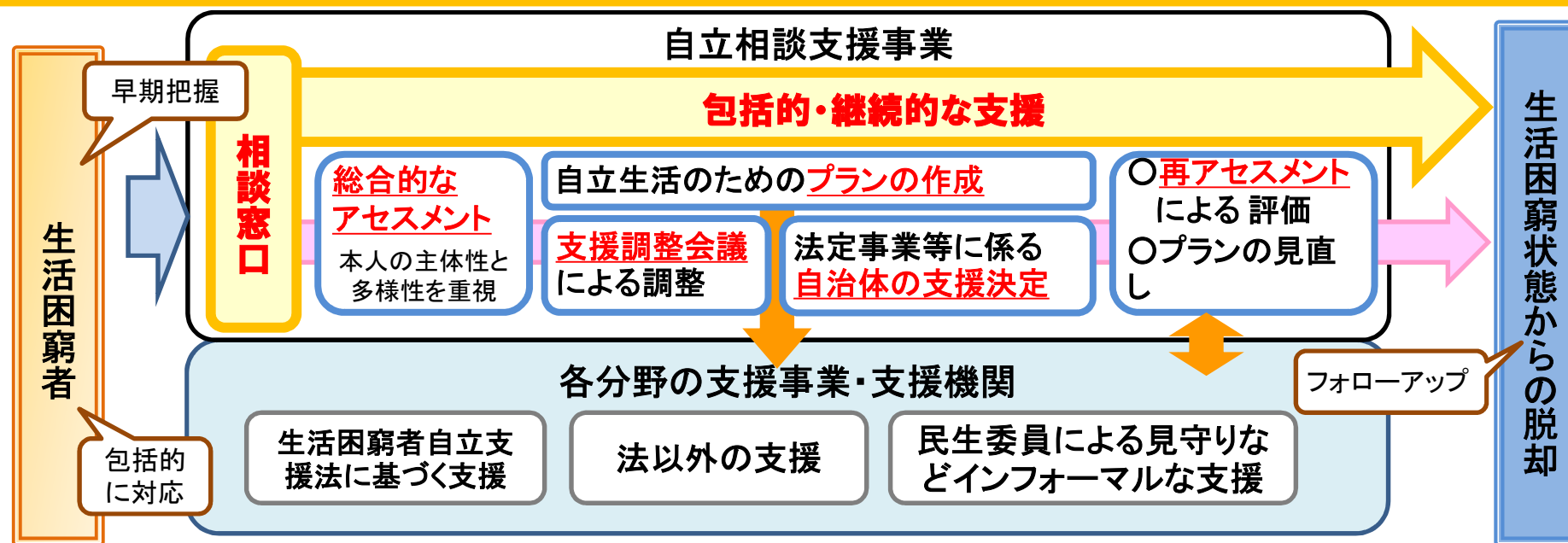
※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
※委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

(子どもの貧困対策)

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布

目 的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率:80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
・父子家庭の就業率:91.3%
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率 16.3%
(平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

平成27年度予算 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策（新規・拡充）

1. 子供の学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する

赤字：新規事項 青字：拡充事項

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援（新規）【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数（所要額：19億円）】
生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施する。
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援（拡充）【児童入所施設措置費等1,076億円の内数（所要額：6.9億円）】
現行の、中学生の塾代等に要する費用の支援に加え、①小学生に対する大学生や教員OB等による学習指導、②高校生が学習塾等を利用した場合の月謝等に要する費用の支援、③母子生活支援施設の中学生への学習指導、高校生への学習塾代支援等を追加する。
- ひとり親家庭の子供への学習支援（拡充）【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：4.3億円）】
大学生等のボランティアを派遣することにより、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

2. 社会的孤立化を防ぎ、必要な支援を提供する

- 支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化（一部新規）【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数（所要額：17.3億円）】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：26億円）】
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。
- 児童養護施設等の体制整備（拡充）【児童入所施設措置費等：1,076億円】
児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。
- 児童養護施設等退所児童等へのアフターケアの充実（拡充）【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：7.7億円）】
児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る。

3. 保護者の就労を支援し、生活の安定を図る

- 生活困窮者自立支援制度等（新規）【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数（所要額：400億円）】
生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な相談支援や就労支援等を実施するとともに、改正生活保護法に基づき生活保護受給者に対し就労支援を強化する。
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援（新規）【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.3億円）】
ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時に、講座受講費用の一部を支給する。
- ひとり親家庭の在宅就業の推進（拡充）【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：1.6億円）】
ひとり親家庭の親に対し、「在宅就業コーディネーター」による支援を行い、自営型の在宅就業や雇用型テレワーク等への移行を支援する。
- 待機児童解消加速化プランの推進（施設整備等・運営費）（拡充）【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業費補助金285億円の内数※1】
【子どものための教育・保育給付費負担金5,930億円※2の内数】

保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。
※1:平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援（120億円） ※2:子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、内閣府予算に計

平成27年度 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項 青字：拡充事項

教育の支援

○生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援 【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数（所要額：19億円）】
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援 【児童入所施設措置費等1,076億円の内数（所要額：6.9億円）】
- ひとり親家庭の子供への学習支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：4.3億円）】

生活の支援

○保護者の生活支援（保護者の自立支援、保育等の確保）

- ひとり親家庭に対する総合的な支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円】
- 生活困窮者自立支援制度等 【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数(所要額：400億円)】
- 子どもを産み育てやすい環境づくり（子ども・子育て支援新制度の実施等）
 - ・待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費) 【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業等285億円の内数※1】
 - 【子どものための教育・保育給付費負担金5,930億円の内数※2】
 - ・放課後子ども総合プランの推進【子ども・子育て支援交付金942億円の内数、子ども・子育て支援整備交付金143億円※2】

※1:平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援(120億円)※2:子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、内閣府予算に計上

○子供の生活支援（児童養護施設等の退所児童等の支援、子供の居場所づくりに関する支援）

- 児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実 【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：7.7億円）】
- （再掲）子どもを産み育てやすい環境づくり（子ども・子育て支援新制度の実施等）
 - ・（再掲）待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費)
 - ・（再掲）放課後子ども総合プランの推進

○支援する人員の確保等（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

- 児童養護施設等の体制整備 【児童入所施設措置費等1,076億円】
- 児童相談所の相談機能強化等 【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：26億円）】

○その他の生活支援（妊娠期からの切れ目ない支援等）

- 妊娠・出産包括支援事業 【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数（所要額：17.3億円）】

平成27年度 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項 青字：拡充事項

保護者に対する就労の支援

○親の就労支援

- ひとり親家庭の親に対する就業支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：7.4億円）】
- ワンストップ相談窓口の設置（就業支援専門員の配置） 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.7億円）】
- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援 【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】

○親の学び直しの支援

- （ひとり親家庭）高等職業訓練促進給付金の支給 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：52億円）】
- （ひとり親家庭）高等学校卒業程度認定試験の合格支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：2.3億円）】

○就労機会の確保

- （ひとり親家庭）在宅就業の推進 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数（所要額：1.6億円）】

経済的支援・調査研究

○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

- 児童扶養手当の支給 【児童扶養手当（国庫負担分）1718億円】

○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

- 母子父子寡婦福祉資金の貸付 【母子父子寡婦福祉貸付金44億円】

○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究

- ひとり親家庭支援施策等についての調査研究 【保健福祉調査委託費（本省費）7700万円】

○養育費の確保に関する支援

- 養育費及び面会交流に関する相談支援の実施 【養育費及び面会交流に関する事業 7000万円】